

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書（目論見書）

平成19年5月3日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(交付目論見書)

平成19年5月3日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### 委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月4日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月20日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

## 金融商品取引法等の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行なわれます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行なっていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読み下さい。

[参 考] 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下のとおりです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律 第 2 条第 8 項

以上



# 目論見書の概要

## りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）

りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）

りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）

りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

## ファンドの概要

目的および基本的性格	追加型株式投資信託／バランス型 安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	①(※) 応援マザーファンドの受益証券 ②ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ③世界REITマザーファンドの受益証券
マザーファンドの主要投資対象	①わが国の証券取引所上場株式 ②海外の公社債等 ③海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)
投資態度	①主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ②各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・(※) 応援マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li><li>・ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li><li>・世界REITマザーファンドの受益証券 ……………信託財産の純資産総額の3分の1</li></ul>

投資態度 (つづき)	③保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	①株式への直接投資は、行ないません。 ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
価額変動リスク	当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
お買付単位	各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
お買付価額 (1万口当り)	各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額
お買付時の 申込手数料	販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。
お申込みの 受付中止日・ 受付時間	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお買付けおよびご換金の申込みの受け付けは行ないません。 ②委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金の申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。
決算日	毎月13日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。
信託期間	平成18年9月27日から平成28年10月13日まで
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

(注) 上記の「主要投資対象」および「投資態度」の項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

## ファンドの特色

1

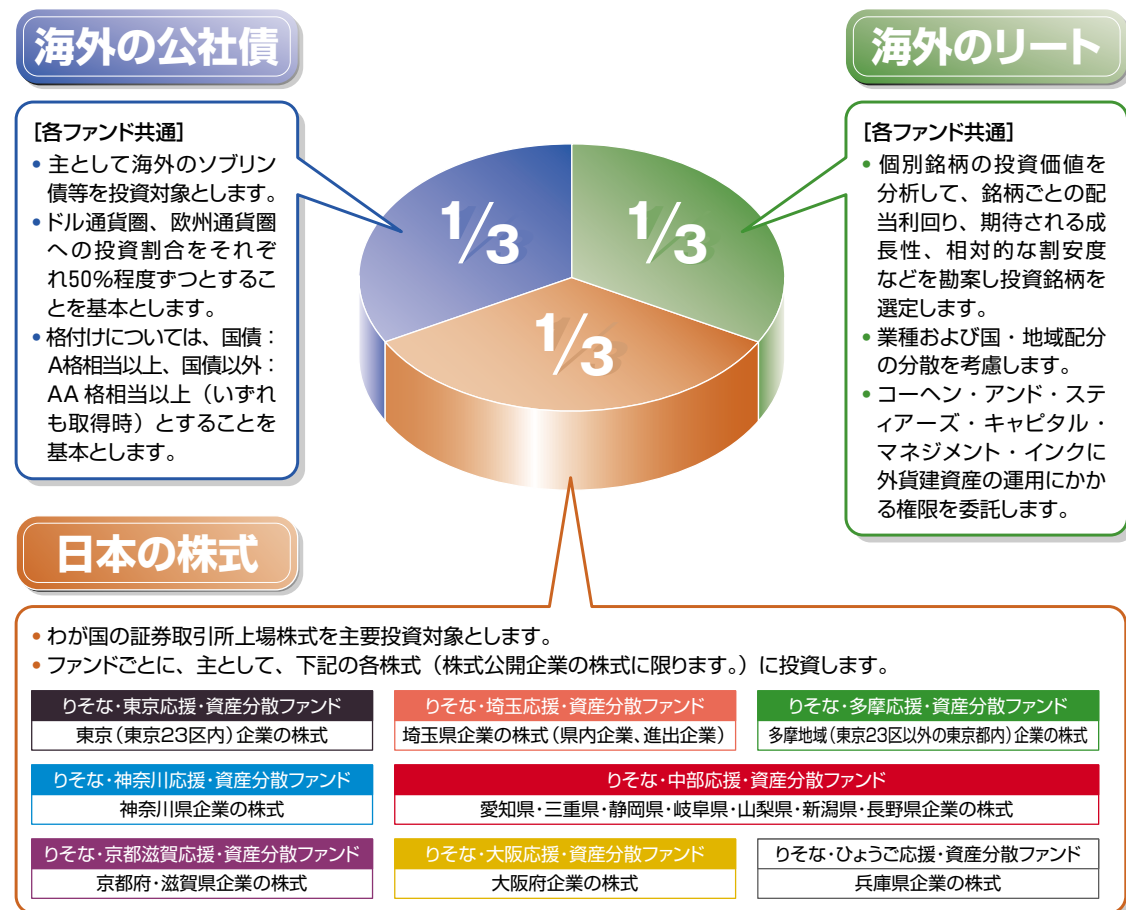
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	(愛称:大江戸ブンさん)
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	(愛称:埼玉ブンさん)
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	(愛称:多摩ブンさん)
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	(愛称:はまのブンさん)
りそな・中部応援・資産分散ファンド	(愛称:りそちゅーブンさん)
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	(愛称:京・近江ブンさん)
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	(愛称:上方ブンさん)
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	(愛称:ひょうご元気ブンさん)

2

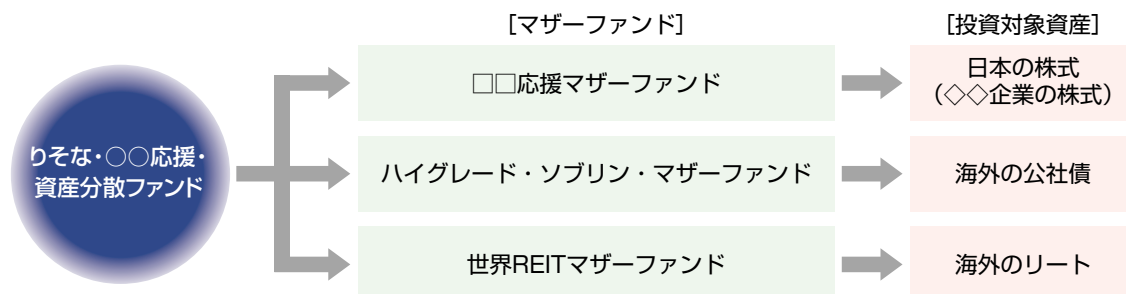
各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### ◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆





- (注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。
- (注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号 (〇〇、□□、◇◇) を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京 (東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県 (県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域 (東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

- ◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ◎当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 3

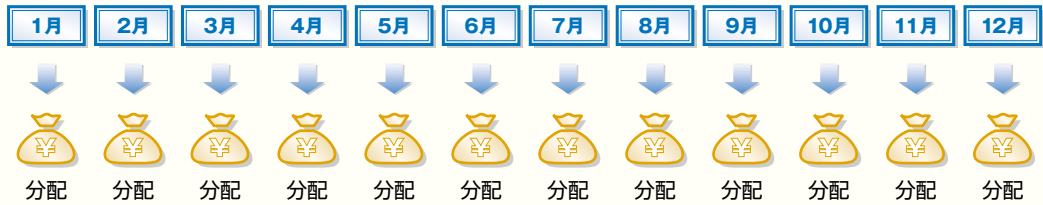
**毎月1回、13日 (休業日の場合翌営業日) に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。**

(注) 分配開始は、平成18年12月の決算からになります。

#### 〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益 (評価益を含みます。) 等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 収益分配のイメージ



- 分配開始は、平成18年12月の決算からになります。
- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 4

**販売会社は、各ファンドにおいて、その收受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。**

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

# 「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

## 1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

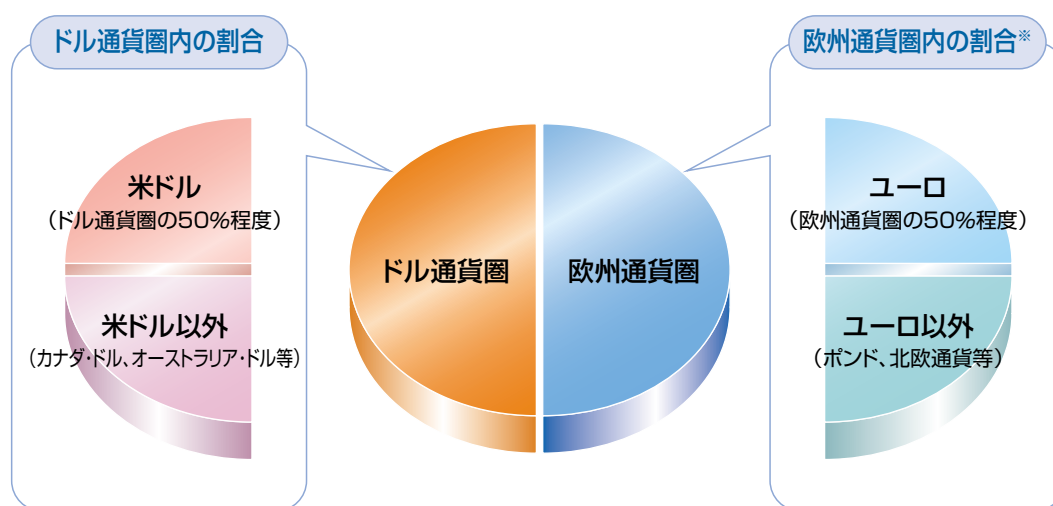
## 2. 投資態度

東京応援マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンドに共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>

## 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
    - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
  - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

### ポートフォリオのイメージ図



※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S&P社の場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }
	A { A1 A2 A3 }	A { A+ A A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

※1 }  
※2 }

国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)といった格付機関が各債券の格付けを行っています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。



## 「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### [リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは株式等を発行して投資家から集めた資金により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

#### 〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

# 価額変動リスクなど

## 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

### ① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ② 公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ③ リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク

リートは、株式と同様に証券取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

## 価額変動リスクなど

リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 証券取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

## ④ 外国証券への投資に伴うリスク

## イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

## ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

## ⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

# ご投資の手引き

## お買付けは…

### お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

### お買付単位

各ファンドについて、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

### お買付価額

お買付価額(1万口当り)は、各ファンドについて、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

### 申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。



## 収益分配金は…

### 分配時期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

- 決算日は、毎月13日(休業日の場合翌営業日)です。

### 支払方法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合  
収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- 「分配金支払いコース」をご利用の場合  
収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

### 収益分配金に対する税金は…

#### ●個人の受益者の場合

普通分配金について、平成21年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成21年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

#### ●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成21年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成21年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## ご換金は…

## ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とするお申込みの受け付けは行ないません。
- なお、委託会社の各営業日\*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日\*の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

## ご換金単位

各ファンドについて、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

## お手取額

1万口当りのお手取額は、次のとおりです。

[個人の受益者の場合]

## ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成21年4月1日から20%)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

[法人の受益者の場合]

## ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成21年4月1日から15%)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

## 信託期間は…

平成28年10月13日が信託期間終了日です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。

## 償還金は…

### 支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

- 個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成21年3月31日まで10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

上記に記載の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成21年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成21年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 受益証券は…

- ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

## 信託報酬などは…

### 信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注1) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

(注2) 「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払うものとします。くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。



## 運用経過のお知らせは…

- 毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## ● 用語のご説明 ●

<p><b>1. 基準価額</b></p>	<p>純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。</p>
<p><b>2. 個別元本</b></p>	<p>受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

## 有価証券届出書の内容

(訂正届出書の内容を含む。)

(交付目論見書本文)

提出先 関東財務局長 殿

提出日 平成 18 年 8 月 4 日提出  
平成 19 年 5 月 2 日訂正

発行者名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）  
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）  
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）  
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）  
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）  
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）  
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）  
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）  
(総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。)

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

- (1) 当初申込期間（平成 18 年 8 月 21 日から平成 18 年 9 月 26 日まで）  
各ファンドについて 500 億円（ただし、りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）については 300 億円）を上限とし、合計で 3,800 億円を上限とします。
- (2) 継続申込期間（平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 11 月 6 日まで）  
各ファンドについて 1 兆円を上限とし、合計で 8 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

# 目次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格 .....	4
2 投資方針 .....	13
3 投資リスク .....	24
4 手数料等及び税金 .....	26
5 運用状況 .....	29
6 手続等の概要 .....	66
7 管理及び運営の概要 .....	67
第2 財務ハイライト情報 .....	71
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	87
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	88

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

- りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
- りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
- りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
- りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
- りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
- りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
- りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
- りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

（注1）上記の総称を「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」とします。

（注2）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

#### ① 当初申込期間

各ファンドについて500億円（ただし、りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）については300億円）を上限とし、合計で3,800億円を上限とします。

#### ② 継続申込期間

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で8兆円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

① 当初申込期間 各ファンドについて1万口当たり1万円とします。

#### ② 継続申込期間

各ファンドについて1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

#### (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

#### (7) 申込期間

① 当初申込期間 平成18年8月21日から平成18年9月26日まで

② 継続申込期間 平成18年9月27日から平成19年11月6日まで  
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

#### (8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

#### (10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

#### (11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

#### (12) その他

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを



行なうものとします。

- ② ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは、行ないません。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の扱いとなります。  
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑦ 振替受益権について  
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆投資信託振替制度とは、  
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
  - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

##### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）	3,000億円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）	1,500億円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）	600億円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）	3,000億円
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）	3,000億円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）	1,500億円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）	3,000億円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）	1,200億円

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

##### <ファンドの特色>

# 1

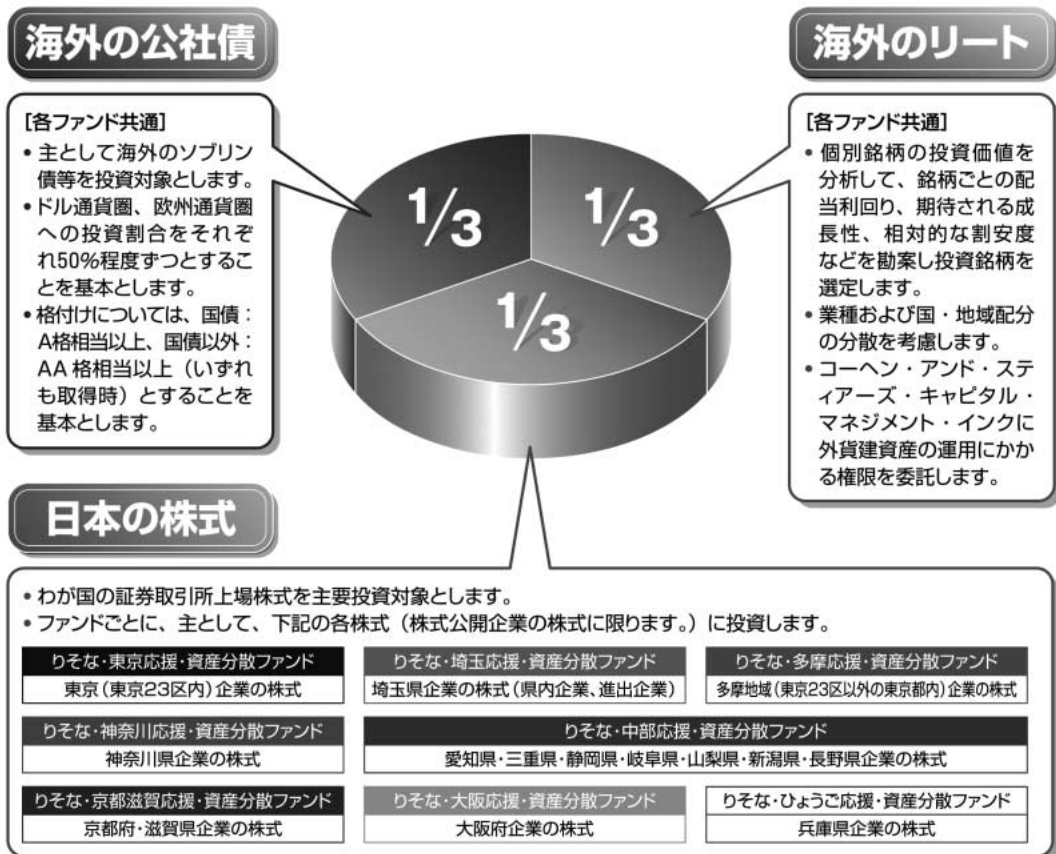
「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」は、次の8本のファンドで構成されています。

りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ
りそな・東京応援・資産分散ファンド（愛称：大江戸ブンさん）
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド（愛称：埼玉ブンさん）
りそな・多摩応援・資産分散ファンド（愛称：多摩ブンさん）
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド（愛称：はまのブンさん）
りそな・中部応援・資産分散ファンド（愛称：りそちゅーブンさん）
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド（愛称：京・近江ブンさん）
りそな・大阪応援・資産分散ファンド（愛称：上方ブンさん）
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド（愛称：ひょうご元気ブンさん）

# 2

各ファンドは、マザーファンドを通じて、わが国の株式ならびに海外の公社債および不動産投資信託証券に3分の1ずつを目処に投資し、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

## ◆◆◆ 資産配分のイメージ ◆◆◆



(注1) 上記は、「投資態度」に規定されている「各マザーファンドの標準組入比率」をもとに作成した資産配分イメージであり、実際の組入比率とは異なります。

(注2) 各資産への投資は、下記の各マザーファンドを通じて行ないます。各マザーファンドの投資対象および投資方針について、くわしくは後掲のご説明をご参照下さい。



※図中の各記号(〇〇、□□、◇◇)を、各ファンドごとに次のとおり読替えて下さい。

〇〇	□□	◇◇
東 京	東 京	東京(東京23区内)
埼 玉	埼 玉	埼玉県(県内企業、進出企業)
多 摩	多 摩	多摩地域(東京23区以外の東京都内)
神 奈 川	神 奈 川	神奈川県
中 部	中 部	愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県
京都滋賀	京都滋賀	京都府・滋賀県
大 阪	大 阪	大阪府
ひょうご	兵 庫	兵庫県

◎保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

◎当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 3

**毎月1回、13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益配分方針に基づいて収益の分配を行ないます。ただし、第1計算期末および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。**

(注) 分配開始は、平成18年12月の決算からになります。

#### 〈分配方針〉

- ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ◆基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- ◆分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

## 収益分配のイメージ



- 分配開始は、平成18年12月の決算からになります。
- 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 4

販売会社は、各ファンドにおいて、その収受した信託報酬の一部(毎年、各ファンドごとに、8月決算日時点の純資産総額の0.05%程度)を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行っている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。

- 寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。
- ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

## 「日本の株式」部分の各マザーファンドの運用について

### 1. 主要投資対象 [各マザーファンド共通]

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

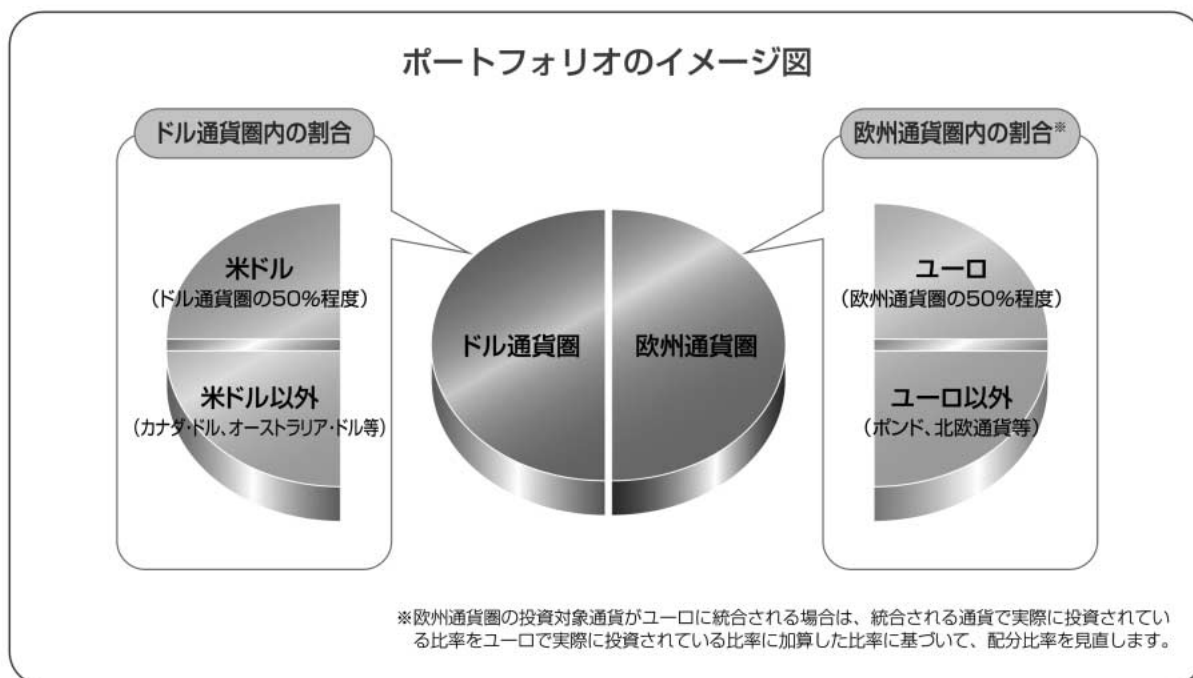
### 2. 投資態度

東京応援 マザーファンド	<p>①主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
埼玉応援 マザーファンド	<p>①主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下、「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
多摩応援 マザーファンド	<p>①主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②多摩地域企業とは、東京23区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
神奈川応援 マザーファンド	<p>①主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
中部応援 マザーファンド	<p>①主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
京都滋賀応援 マザーファンド	<p>①主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
大阪応援 マザーファンド	<p>①主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
兵庫応援 マザーファンド	<p>①主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>③ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
各マザーファンド に共通の規定	<p>④株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>



## 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の運用について

- 1 主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします(上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります)。
    - ※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
  - ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。



- ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

- 3 外貨建資産への投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- 4 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	
高い	Aaa	AAA	} ※1
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3	AA { AA+ AA AA-	
	A { A1 A2 A3	A { A+ A A-	} ※2
	Baa	BBB	
	Ba	BB	} 国債については、取得時においてA格相当以上(※2)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(※1)とすることを基本とします。
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
低い	C	C D	

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社やスタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

### デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 「世界REITマザーファンド」の運用について

- 1 主として海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- 2 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
  - イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。
  - ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 3 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。
- 4 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
- 5 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

### [リート(REIT)について]

- ◆リート(REIT)とは、Real Estate Investment Trustの略称です。
- ◆不動産投資に特化した会社(または信託)です。
- ◆リートは株式等を発行して投資家から集めた資金により不動産を購入し、購入した不動産からの収入や売却によって得た利益を配当として投資家に分配します。

#### 〈コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先証券、公益株、バリューストックその他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- 所在地：アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※5）	
受託会社	りそな信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	わが国の株式、海外の公社債、海外の不動産投資信託証券 など（マザーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等

が定められています。

※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

[マザーファンド方式について]

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

<委託会社の概況（平成19年3月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年4月1日 営業開始

昭和60年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

平成7年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

平成7年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象<各ファンド共通>

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度<各ファンド共通>

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(※) 応援マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の3分の1

ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ない

ません。

- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

<各ファンド共通>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - 有価証券
    - 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの
    - 約束手形
    - 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの
  - 次に掲げる特定資産以外の資産
    - 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された（※）応援マザーファンドの受益証券、ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券および世界REITマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。
- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
  - 外国法人が発行する譲渡性預金証書

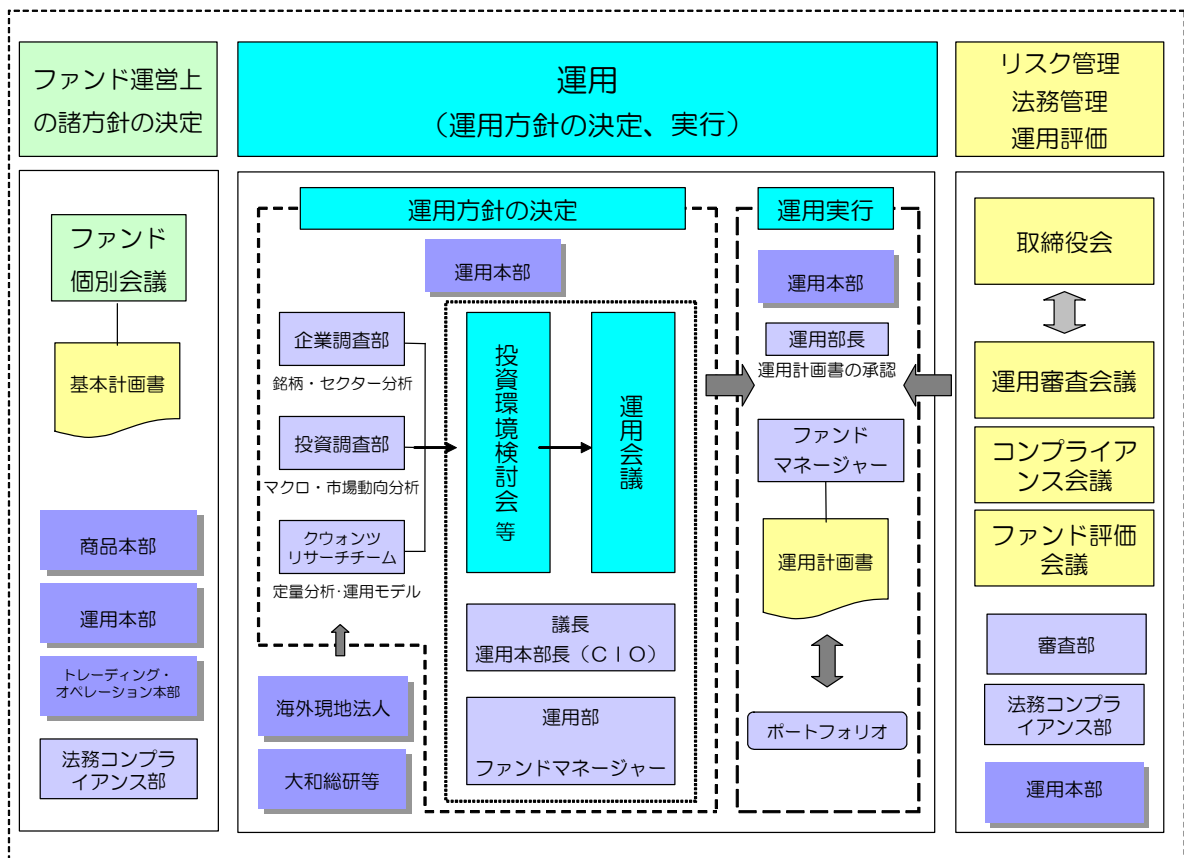
(注) 上記の（※）は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（C I O）が議長となり、原則として月 1 回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

##### イ. 運用本部長（C I O）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営



- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

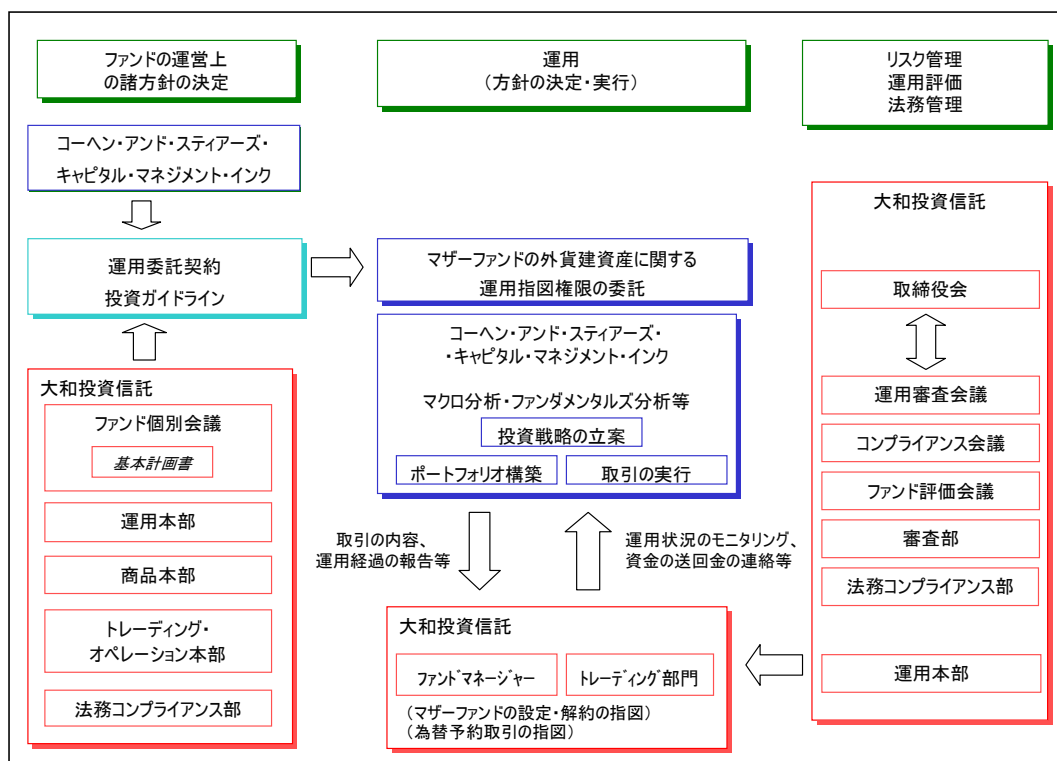
④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

※海外のリート部分にかかる運用体制について

(世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。)



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン・アンド・ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン・アンド・ステアーズ・キャピタル・

マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

ニ. リスク管理、運用評価、法務管理

(前④に同じ。)

(4) 分配方針

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（信託約款）  
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑤ 資金の借入れ（信託約款）  
イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。  
ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金の入金日までの間、もしくはは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金

日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。  
 ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 東京応援マザーファンド
2. 埼玉応援マザーファンド
3. 多摩応援マザーファンド
4. 神奈川応援マザーファンド
5. 中部応援マザーファンド
6. 京都滋賀応援マザーファンド
7. 大阪応援マザーファンド
8. 兵庫応援マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. (※)  
 ロ. (※)  
 ハ. (※)

ニ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(注) 上記の(※)は、以下の各々の場合において、次のように読替えるものとします。

<p>「東京応援マザーファンド」の場合</p>	<p>イ. 主として、東京企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。          ロ. 東京企業とは、東京23区内に本社を置いている企業とします。          ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、各区毎に投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける業種分散、銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
<p>「埼玉応援マザーファンド」の場合</p>	<p>イ. 主として、埼玉県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。          ロ. 埼玉県企業とは、埼玉県内に本社を置いている企業（以下「県内企業」といいます。）と、埼玉県に進出し雇用を創出している企業（以下「進出企業」といいます。）とします。          ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、県内従業員数など埼玉県との関連度、投資対象銘柄の規模（県内企業については時価総額、進出企業については時価総額に一定の値を乗じた額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

「多摩応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、多摩地域企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 多摩地域企業とは、東京 23 区以外の東京都内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「神奈川応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、神奈川県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 神奈川県企業とは、神奈川県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「中部応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 愛知県・三重県・静岡県・岐阜県・山梨県・新潟県・長野県企業とは、愛知県、三重県、静岡県、岐阜県、山梨県、新潟県および長野県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「京都滋賀応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、京都府・滋賀県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 京都府・滋賀県企業とは、京都府および滋賀県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「大阪応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、大阪府企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 大阪府企業とは、大阪府内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>
「兵庫応援マザーファンド」の場合	<p>イ. 主として、兵庫県企業（株式公開企業に限ります。）の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>ロ. 兵庫県企業とは、兵庫県内に本社を置いている企業とします。</p> <p>ハ. ポートフォリオの構築にあたっては、投資対象銘柄の規模（時価総額）、株式ポートフォリオにおける銘柄分散、市場流動性、投資リスク等を考慮して組入銘柄を選定し各銘柄の組入比率を決定します。</p>

## (2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

- ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
  - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
  - ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの
  - ヘ. 約束手形
  - ト. 金融先物取引にかかる権利
  - チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利
  - リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 7 号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。
1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国法人の発行する証券または証券で、前 1. から前 11. までの証券または証券の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人に対する権利で前 18. の権利の性質を有するもの
- なお、前 1. の証券または証券、前 12. ならびに前 16. の証券または証券のうち前 1. の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券および前 12. ならびに前 16. の証券または証券のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### (3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は、行ないません。

## 9. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

a. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2 通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の 50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は 10%の範囲内で変動することがあります。）。

※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

b. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を 50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を 50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

c. 国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでAA-以上）とすることを基本とします。

d. ポートフォリオの修正デュレーションは 5(年)程度から 10(年)程度の範囲を基本とします。

e. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

ハ. 外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。

ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの

ヘ. 約束手形

ト. 金融先物取引にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利

リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1



項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

12. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

15. 外国法人に対する権利で前14.の権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 10. 世界REITマザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

海外の証券取引所上場および店頭登録(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主として海外の証券取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ. 外貨建資産の運用にあたっては、コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ. 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ハ. 約束手形

ニ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

4. 外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### (3) 主な投資制限

① 株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とし

ます。

- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### (4) 運用指図権限の委託

- ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーペン・アンド・スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク  
280 パーク・アベニュー、ニューヨーク、ニューヨーク州 10017

- ② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

- ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

- ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

- ③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に証券取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リーートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することが

あります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・証券取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

#### ⑤ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

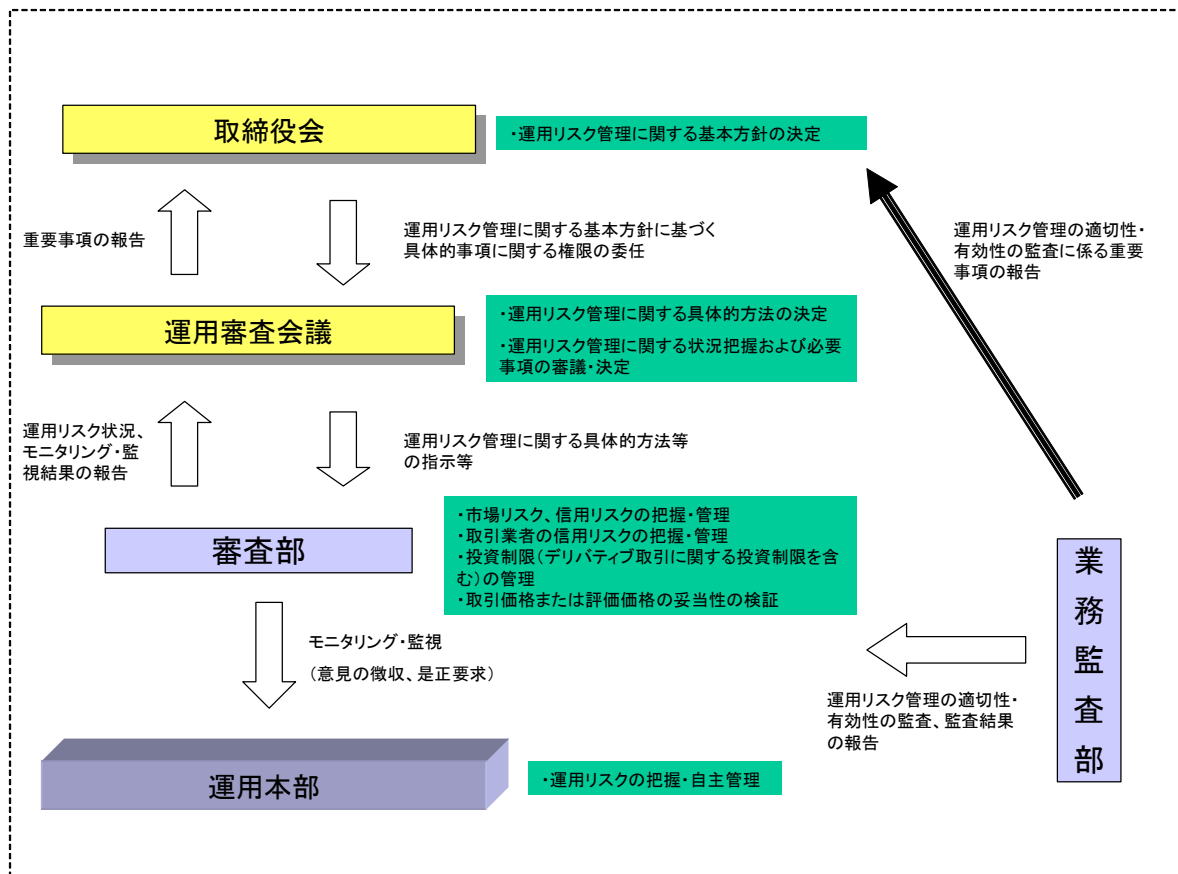
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### (2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できません。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

### (3) リスク管理体制



## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2) 換金（解約）手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円未満	年 0.5775% (税抜 0.55%)	年 0.6825% (税抜 0.65%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
100 億円以上 300 億円未満	年 0.5250% (税抜 0.50%)	年 0.7350% (税抜 0.70%)	
300 億円以上 500 億円未満	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
500 億円以上	年 0.4200% (税抜 0.40%)	年 0.8400% (税抜 0.80%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 委託会社は、「世界 R E I T マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 9 日および 9 月 9 日または信託終了のときに行なうものとし

275 億円以下の部分	年 0.57%
275 億円超 1,500 億円以下の部分	年 0.47%
1,500 億円超 3,000 億円以下の部分	年 0.37%
3,000 億円超の部分	年 0.30%

- ⑥ 販売会社は、各ファンドにおいて、その収受した信託報酬の一部（毎年、各ファンドごとに、8 月決算日時点の純資産総額の 0.05% 程度）を、地方公共団体、社会的課題に取り組む団体、社会貢献活動を行なっている非営利団体等に寄付を行ない、当該団体等を通じて各地域の発展に貢献いたします。寄付先・寄付金額については運用報告書等において受益者に報告します。ただし、将来的には状況によって寄付金額等が変更になることがあります。

#### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

#### (5) 課税上の取扱い

##### ① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。



一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成21年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

## ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%）、平成21年4月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

### <注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### <注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5 運用状況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	19,510,005,713	95.99
内 日本	19,510,005,713	95.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	815,371,797	4.01
純資産総額	20,325,377,510	100.00

(参考) 東京応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	6,359,008,320	97.53
内 日本	6,359,008,320	97.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	160,915,493	2.47
純資産総額	6,519,923,813	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	203,270,014,280	95.29
内 オーストラリア	26,570,408,836	12.46
内 カナダ	23,520,463,033	11.03
内 デンマーク	1,852,036,454	0.87
内 ユーロ	50,867,631,638	23.85
内 英国	38,211,604,983	17.91
内 ノルウェー	3,632,035,258	1.70
内 スウェーデン	7,128,335,549	3.34
内 米国	51,487,498,529	24.14
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,049,831,074	4.71
純資産総額	213,319,845,354	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	2,010,242,510	0.94
内 日本	2,010,242,510	0.94

(参考) 世界REITマザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	207,718,504,014	97.02
内 オーストラリア	39,891,557,658	18.63
内 カナダ	10,569,345,082	4.94
内 ユーロ	23,860,852,850	11.14
内 英国	26,905,689,460	12.57
内 香港	6,371,171,693	2.98
内 ニュージーランド	1,609,431,782	0.75
内 シンガポール	5,776,295,879	2.70
内 米国	92,734,159,610	43.31

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	6,385,660,628	2.98
純資産総額	214,104,164,642	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	4,394,279,666	2.05
内 日本	4,394,279,666	2.05
為替予約取引(売建)	855,069,313	△0.40
内 日本	855,069,313	△0.40

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東京応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	5,975,769,706	1.08941 6,510,079,214	1.0911 6,520,162,326	— —	32.08%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	5,900,568,762	1.09512 6,461,888,648	1.1018 6,501,246,661	— —	31.99%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	4,734,819,561	1.37048 6,488,993,969	1.3704 6,488,596,726	— —	31.92%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	95.99%
合計	95.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (参考) 東京応援マザーファンド

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	三井不動産 日本	株式 不動産業	90,000	3,396 305,726,574	3,460 311,400,000	— —	4.78%
2	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	61,200	5,262 322,073,320	5,080 310,896,000	— —	4.77%
3	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	1,423	216,066 307,463,107	218,000 310,214,000	— —	4.76%
4	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	230	1,440,497 331,314,347	1,330,000 305,900,000	— —	4.69%
5	本田技研 日本	株式 輸送用機器	74,100	4,683 347,022,631	4,110 304,551,000	— —	4.67%
6	オリックス 日本	株式 その他金融業	9,880	34,445 340,323,009	30,700 303,316,000	— —	4.65%
7	ソニー 日本	株式 電気機器	50,600	6,003 303,798,037	5,990 303,094,000	— —	4.65%
8	キヤノン 日本	株式 電気機器	47,700	6,300 300,527,847	6,330 301,941,000	— —	4.63%
9	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先 物取引業	122,700	2,489 305,477,735	2,455 301,228,500	— —	4.62%
10	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	328	909,845 298,429,282	918,000 301,104,000	— —	4.62%
11	東京電力 日本	株式 電気・ガス業	74,100	4,260 315,724,695	4,030 298,623,000	— —	4.58%
12	東芝 日本	株式 電気機器	376,000	746 280,627,223	787 295,912,000	— —	4.54%
13	国際石油開発帝石 日本	株式 鉱業	275	989,536 272,122,632	1,020,000 280,500,000	— —	4.30%
14	住友不動産 日本	株式 不動産業	56,000	4,769 267,112,190	4,470 250,320,000	— —	3.84%
15	HOYA 日本	株式 精密機器	50,800	4,044 205,460,512	3,910 198,628,000	— —	3.05%
16	NTTデータ 日本	株式 情報・通信業	327	612,425 200,262,985	599,000 195,873,000	— —	3.00%
17	エーザイ 日本	株式 医薬品	34,600	6,286 217,516,353	5,650 195,490,000	— —	3.00%
18	損害保険ジャパン 日本	株式 保険業	115,000	1,534 176,503,967	1,469 168,935,000	— —	2.59%
19	セコム 日本	株式 サービス業	27,200	5,896 160,389,011	5,470 148,784,000	— —	2.28%
20	アサヒビール 日本	株式 食料品	56,500	1,930 109,095,166	1,890 106,785,000	— —	1.64%
21	石川島播磨 日本	株式 機械	171,000	457 78,301,683	490 83,790,000	— —	1.29%
22	住友重機械 日本	株式 機械	71,000	1,226 87,103,682	1,174 83,354,000	— —	1.28%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	クレディセゾン 日本	株式 その他金融業	21,200	4,035 85,542,904	3,880 82,256,000	— —	1.26%
24	大正製薬 日本	株式 医薬品	37,000	2,172 80,376,302	2,160 79,920,000	— —	1.23%
25	日本航空 日本	株式 空運業	319,000	264 84,260,362	245 78,155,000	— —	1.20%
26	日立建機 日本	株式 機械	22,900	3,322 76,078,490	3,190 73,051,000	— —	1.12%
27	レオパレス21 日本	株式 不動産業	18,600	3,757 69,891,338	3,900 72,540,000	— —	1.11%
28	丸井 日本	株式 小売業	43,000	1,433 61,629,874	1,445 62,135,000	— —	0.95%
29	東武鉄道 日本	株式 陸運業	100,000	600 60,049,399	566 56,600,000	— —	0.87%
30	スタンレー電気 日本	株式 電気機器	22,000	2,388 52,536,627	2,395 52,690,000	— —	0.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.53%
合計	97.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	4.30%
建設業	0.10%
食料品	1.73%
繊維製品	0.04%
化学	0.94%
医薬品	8.99%
非鉄金属	0.56%
機械	4.45%
電気機器	15.23%
輸送用機器	4.95%
精密機器	3.34%
その他製品	0.55%
電気・ガス業	4.58%
陸運業	5.49%
空運業	1.20%
情報・通信業	8.64%
卸売業	0.31%
小売業	1.25%
銀行業	4.69%
証券・商品先物取引業	4.62%
保険業	2.59%
その他金融業	5.91%
不動産業	10.43%

業種	投資比率
サービス業	2.64%
合計	97.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

### ① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	BELGIUM GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	22,938,714,000	127.47 29,241,332,403	126.36 28,987,194,108	8.000000 15/03/28	13.59%
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	25,928,384,000	102.16 26,490,510,221	101.14 26,226,301,132	6.000000 17/02/15	12.29%
3	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	17,912,729,000	134.28 24,053,803,413	132.05 23,653,758,645	8.000000 21/06/07	11.09%
4	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	15,015,960,000	135.03 20,276,200,948	133.10 19,987,594,196	8.125000 21/05/15	9.37%
5	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	13,593,312,000	139.69 18,989,265,933	137.42 18,680,744,949	7.500000 23/01/15	8.76%
6	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	9,111,995,000	162.40 14,797,879,880	159.75 14,556,867,612	9.000000 25/06/01	6.82%
7	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	8,133,645,000	139.21 11,323,497,896	137.64 11,195,148,978	9.000000 18/11/15	5.25%
8	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	7,114,111,000	132.78 9,446,827,997	130.81 9,306,680,010	8.750000 17/08/25	4.36%
9	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	7,035,780,000	97.81 6,881,796,082	97.46 6,857,634,050	4.000000 12/11/15	3.21%
10	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	5,720,632,000	118.35 6,770,748,008	117.21 6,705,381,592	6.750000 14/05/05	3.14%
11	UNITED KINGDOM GILT BOND 英国	国債証券 —	5,260,271,000	96.96 5,100,377,300	96.40 5,071,427,271	4.250000 11/03/07	2.38%
12	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	4,815,613,000	99.40 4,787,017,218	98.91 4,763,556,223	3.750000 11/09/01	2.23%
13	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	2,915,835,000	134.24 3,914,248,114	132.17 3,853,888,278	7.625000 25/02/15	1.81%
14	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	3,163,740,000	100.46 3,178,546,303	100.41 3,176,837,884	6.125000 07/08/15	1.49%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
15	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	2,852,736,000	110.60 3,155,351,793	109.91 3,135,442,138	6.500000 13/05/15	1.47%
16	SPANISH GOVERNMENT BOND ユーロ	国債証券 —	2,186,887,000	126.31 2,762,256,970	123.87 2,708,940,665	6.000000 29/01/31	1.27%
17	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	1,947,825,000	132.34 2,577,832,728	130.84 2,548,592,665	8.125000 19/08/15	1.19%
18	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	1,394,797,000	152.52 2,127,437,032	150.40 2,097,788,636	8.000000 27/06/01	0.98%
19	DANISH GOVERNMENT BOND デンマーク	国債証券 —	1,484,736,000	106.38 1,579,464,480	105.80 1,570,850,688	5.000000 13/11/15	0.74%
20	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	712,670,000	146.03 1,040,761,888	143.82 1,024,983,374	8.000000 23/06/01	0.48%
21	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	436,785,000	132.79 580,033,009	130.51 570,069,943	7.500000 24/11/15	0.27%
22	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	488,688,000	99.73 487,397,864	99.79 487,681,303	3.000000 07/06/01	0.23%
23	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	401,370,000	122.35 491,112,318	120.01 481,704,206	6.500000 26/11/15	0.23%
24	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND ノルウェー	国債証券 —	439,926,000	103.60 455,763,336	102.70 451,804,002	5.000000 15/05/15	0.21%
25	U.S. TREASURY NOTE 米国	国債証券 —	377,760,000	99.57 376,135,632	99.52 375,958,085	4.375000 08/01/31	0.18%
26	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	283,320,000	121.46 344,143,138	118.84 336,705,988	6.250000 30/05/15	0.16%
27	CANADIAN GOVERNMENT BOND カナダ	国債証券 —	274,887,000	116.77 321,002,043	113.86 313,011,078	5.000000 37/06/01	0.15%
28	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	212,490,000	144.57 307,213,792	143.39 304,689,411	11.250000 15/02/15	0.14%
29	SWEDISH GOVERNMENT BOND スウェーデン	国債証券 —	253,200,000	113.37 287,055,372	111.81 283,123,176	5.000000 20/12/01	0.13%
30	U.S. TREASURY BOND 米国	国債証券 —	200,685,000	132.07 265,060,734	130.21 261,327,993	7.875000 21/02/15	0.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	95.29%
合計	95.29%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。



② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2007年4月	買建	4,258,000	499,075,922	502,018,200	0.24%
		英ポンド買/円売 2007年4月	買建	1,629,000	374,843,814	376,950,600	0.18%
		ユーロ買/円売 2007年4月	買建	3,196,000	499,918,959	502,315,320	0.24%
		デンマーククローネ買/円売 2007年4月	買建	5,954,000	125,002,384	125,569,860	0.06%
		カナダドル買/円売 2007年4月	買建	2,471,000	249,850,223	251,325,410	0.12%
		オーストラリアドル買/円売 2007年4月	買建	2,648,000	249,863,956	252,063,120	0.12%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界REITマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	WESTFIELD GROUP オーストラリア	投資証券 —	4,550,000	2,022 9,203,255,723	1,948 8,864,331,840	— —	4.14%
2	LAND SECUR 英国	投資証券 —	1,693,500	4,851 8,215,417,490	4,891 8,284,297,678	— —	3.87%
3	LIBERTY PROPERTY TRUST 米国	投資証券 —	1,210,000	5,867 7,099,690,875	5,673 6,864,914,430	— —	3.21%
4	BRITISH LA 英国	投資証券 —	1,798,000	3,528 6,344,533,812	3,517 6,324,755,197	— —	2.95%
5	SLOUGH EST 英国	投資証券 —	3,500,000	1,768 6,189,651,365	1,804 6,314,063,175	— —	2.95%
6	UNIBAIL ユーロ	投資証券 —	164,900	35,510 5,855,662,186	35,304 5,821,770,095	— —	2.72%
7	EQUITY RESIDENTIAL 米国	投資証券 —	829,239	5,647 4,682,727,112	5,627 4,666,495,620	— —	2.18%
8	FONCIERE DES REGIONS ユーロ	投資証券 —	212,400	22,720 4,825,938,993	21,873 4,645,950,495	— —	2.17%
9	RODAMCO EUROPE NV ユーロ	投資証券 —	283,962	16,075 4,564,796,805	16,310 4,631,534,117	— —	2.16%
10	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN オーストラリア	投資証券 —	17,140,000	257 4,411,938,136	239 4,102,520,704	— —	1.92%
11	MACQUARIE DDR TRUST オーストラリア	投資証券 —	35,932,600	120 4,338,478,239	113 4,060,441,292	— —	1.90%
12	ING INDUSTRIAL FUND オーストラリア	投資証券 —	17,262,694	228 3,951,296,587	226 3,917,885,790	— —	1.83%
13	ING OFFICE FUND オーストラリア	投資証券 —	24,945,251	152 3,809,005,265	149 3,734,683,243	— —	1.74%
14	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU オーストラリア	投資証券 —	18,655,249	198 3,693,803,107	193 3,611,298,026	— —	1.69%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
15	LIBERTY IN 英国	投資証券 —	1,100,000	2,839 3,123,002,693	2,880 3,168,444,290	— —	1.48%
16	GPT GROUP オーストラリア	投資証券 —	6,795,800	471 3,203,233,303	464 3,155,991,267	— —	1.47%
17	BOARDWALK REAL ESTATE INV カナダ	投資証券 —	650,000	4,738 3,080,022,825	4,702 3,056,692,535	— —	1.43%
18	DB RREEF TRUST オーストラリア	投資証券 —	18,662,300	167 3,134,674,453	163 3,043,179,147	— —	1.42%
19	HOST HOTELS&RESORTS INC 米国	投資証券 —	975,000	2,937 2,863,656,900	3,075 2,998,322,438	— —	1.40%
20	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA カナダ	投資証券 —	1,379,200	2,213 3,052,651,492	2,066 2,850,451,946	— —	1.33%
21	MACK-CALI REALTY CORP 米国	投資証券 —	510,000	5,821 2,968,930,821	5,588 2,850,128,370	— —	1.33%
22	BRIXTON PL 英国	投資証券 —	2,400,000	1,170 2,808,567,600	1,172 2,814,129,120	— —	1.31%
23	STRATEGIC HOTELS&RESORTS 米国	投資証券 —	1,020,000	2,408 2,456,384,400	2,724 2,779,085,880	— —	1.30%
24	APARTMENT INVT&MGMT CO-A 米国	投資証券 —	400,000	6,681 2,672,558,065	6,735 2,694,373,200	— —	1.26%
25	LINK REIT 香港	投資証券 —	9,319,500	275 2,568,570,996	284 2,653,004,432	— —	1.24%
26	COLONIAL PROPERTIES TRUST 米国	投資証券 —	490,000	5,269 2,581,859,627	5,335 2,614,571,400	— —	1.22%
27	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA ユーロ	投資証券 —	525,000	4,638 2,435,020,466	4,830 2,535,766,275	— —	1.18%
28	CBL&ASSOCIATES PROPERTIES 米国	投資証券 —	475,000	5,291 2,513,638,945	5,275 2,505,935,888	— —	1.17%
29	DUNDEE REAL ESTATE INVEST カナダ	投資証券 —	634,500	4,103 2,603,657,171	3,940 2,499,959,822	— —	1.17%
30	VENTAS INC 米国	投資証券 —	444,900	5,226 2,325,339,999	4,930 2,193,778,988	— —	1.02%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.02%
合計	97.02%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2007年4月	売建	7,246,350	855,431,630	855,069,313	△0.40%
		米ドル買/円売 2007年4月	買建	30,000,000	3,513,920,000	3,539,900,000	1.65%
		英ポンド買/円売 2007年4月	買建	725,752	168,231,369	168,113,086	0.08%
		ユーロ買/円売 2007年4月	買建	2,082,952	328,069,732	327,606,671	0.15%
		カナダドル買/円売 2007年4月	買建	532,637	54,322,030	54,211,753	0.03%
		シンガポールドル買/円売 2007年4月	買建	592,627	46,111,032	46,112,334	0.02%
		オーストラリアドル買/円売 2007年4月	買建	2,710,480	258,697,467	258,335,822	0.12%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	6,521,117,018	—	1.0000	—
平成18年9月末日	6,774,486,033	—	1.0131	—
10月末日	8,456,292,236	—	1.0266	—
11月末日	9,265,143,908	—	1.0385	—
12月末日	10,449,100,644	—	1.0334	—
平成19年1月末日	13,382,629,079	—	1.0271	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	14,238,477,772	14,687,619,751	1.0108	1.0427
2月末日	17,091,497,229	—	0.9902	—
3月末日	20,325,377,510	—	0.9775	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.1

**りそな・埼玉応援・資産分散ファンド**

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,118,231,076	96.91
内 日本	9,118,231,076	96.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	290,908,789	3.09
純資産総額	9,409,139,865	100.00

(参考) 埼玉応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	2,962,082,300	96.63
内 日本	2,962,082,300	96.63
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	103,341,457	3.37
純資産総額	3,065,423,757	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	埼玉応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,993,664,315	1.02204 3,059,661,184	1.0240 3,065,512,258	— —	32.58%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,216,191,999	1.37112 3,038,666,942	1.3704 3,037,069,515	— —	32.28%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,737,020,606	1.09492 2,996,823,422	1.1018 3,015,649,303	— —	32.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	96.91%
合計	96.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 埼玉応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	東 芝 日本	株式 電気機器	188,000	744 139,922,000	787 147,956,000	— —	4.83%
2	しまむら 日本	株式 小売業	11,200	12,440 139,331,800	12,960 145,152,000	— —	4.74%
3	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	450	332,323 149,545,558	317,000 142,650,000	— —	4.65%
4	SMC 日本	株式 機械	8,900	15,919 141,680,500	15,810 140,709,000	— —	4.59%
5	本田技研 日本	株式 輸送用機器	34,000	4,776 162,406,800	4,110 139,740,000	— —	4.56%
6	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	26,700	5,503 146,931,600	5,230 139,641,000	— —	4.56%
7	武蔵野銀行 日本	株式 銀行業	21,300	5,814 123,857,900	6,310 134,403,000	— —	4.38%
8	ヤマダ電機 日本	株式 小売業	11,820	9,710 114,778,980	10,980 129,783,600	— —	4.23%
9	島 忠 日本	株式 小売業	31,800	3,457 109,957,500	3,490 110,982,000	— —	3.62%
10	キヤノン電子 日本	株式 電気機器	25,700	4,004 102,917,700	3,840 98,688,000	— —	3.22%
11	サンケン電気 日本	株式 電気機器	78,000	1,160 90,535,000	1,236 96,408,000	— —	3.15%
12	三菱マテリアル 日本	株式 非鉄金属	155,000	510 79,064,000	559 86,645,000	— —	2.83%
13	大正製薬 日本	株式 医薬品	40,000	2,171 86,844,000	2,160 86,400,000	— —	2.82%
14	ワコム 日本	株式 電気機器	259	342,191 88,627,655	329,000 85,211,000	— —	2.78%
15	ショーワ 日本	株式 輸送用機器	47,100	1,940 91,412,500	1,728 81,388,800	— —	2.66%
16	曙ブレーキ 日本	株式 輸送用機器	69,000	1,035 71,460,000	1,025 70,725,000	— —	2.31%
17	東武鉄道 日本	株式 陸運業	106,000	595 63,166,000	566 59,996,000	— —	1.96%
18	伊 勢 丹 日本	株式 小売業	27,900	2,101 58,628,700	2,055 57,334,500	— —	1.87%
19	アイチ コーポレーション 日本	株式 機械	49,200	1,150 56,614,100	1,105 54,366,000	— —	1.77%
20	バルーナ 日本	株式 小売業	31,900	1,649 52,613,250	1,619 51,646,100	— —	1.68%
21	サイゼリヤ 日本	株式 小売業	32,400	1,578 51,128,300	1,455 47,142,000	— —	1.54%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	三井金属 日本	株式 非鉄金属	71,000	643 45,675,000	647 45,937,000	— —	1.50%
23	安川電機 日本	株式 電気機器	30,000	1,354 40,648,000	1,392 41,760,000	— —	1.36%
24	三国コカ・コーラ 日本	株式 食料品	33,200	1,207 40,073,200	1,233 40,935,600	— —	1.34%
25	タムロン 日本	株式 精密機器	15,700	2,407 37,801,400	2,500 39,250,000	— —	1.28%
26	ヤオコー 日本	株式 小売業	12,400	3,044 37,746,800	3,150 39,060,000	— —	1.27%
27	ツ ツ ミ 日本	株式 その他製品	12,400	3,131 38,829,800	3,120 38,688,000	— —	1.26%
28	ユ ニ ー 日本	株式 小売業	23,000	1,573 36,183,000	1,617 37,191,000	— —	1.21%
29	八千代工業 日本	株式 輸送用機器	12,800	2,968 37,993,205	2,755 35,264,000	— —	1.15%
30	クラリオン 日本	株式 電気機器	175,000	183 32,147,000	190 33,250,000	— —	1.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.63%
合計	96.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.28%
食料品	1.34%
繊維製品	0.13%
化学	1.13%
医薬品	2.82%
ゴム製品	0.49%
非鉄金属	4.87%
金属製品	1.02%
機械	7.59%
電気機器	23.33%
輸送用機器	12.96%
精密機器	3.13%
その他製品	1.98%
陸運業	2.44%
小売業	22.38%
銀行業	9.04%
その他金融業	0.70%
サービス業	1.01%
合計	96.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	4,114,198,196	—	1.0000	—
平成18年9月末日	4,279,568,657	—	1.0122	—
10月末日	5,173,266,323	—	1.0175	—
11月末日	5,658,608,989	—	1.0333	—
12月末日	6,737,591,551	—	1.0305	—
平成19年1月末日	8,381,898,515	—	1.0215	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	8,708,411,726	8,810,819,834	1.0109	1.0228
2月末日	9,060,394,360	—	0.9955	—
3月末日	9,409,139,865	—	0.9851	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0720

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.3

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

**りそな・多摩応援・資産分散ファンド**

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,180,306,009	96.12
内 日本	3,180,306,009	96.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	128,406,189	3.88
純資産総額	3,308,712,198	100.00

(参考) 多摩応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,017,263,600	96.04
内 日本	1,017,263,600	96.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	41,978,833	3.96
純資産総額	1,059,242,433	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	970,460,894	1.09500 1,062,654,678	1.1018 1,069,253,813	— —	32.32%
2	多摩応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	1,032,171,606	1.04130 1,074,800,293	1.0262 1,059,214,502	— —	32.01%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	767,540,641	1.37060 1,051,993,888	1.3704 1,051,837,694	— —	31.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	96.12%
合計	96.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。



③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 多摩応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ミツミ電機 日本	株式 電気機器	13,000	3,400 44,200,000	3,900 50,700,000	— —	4.79%
2	シチズン時計 日本	株式 精密機器	45,000	1,014 45,630,000	1,106 49,770,000	— —	4.70%
3	京王電鉄 日本	株式 陸運業	59,000	831 49,029,000	819 48,321,000	— —	4.56%
4	東京精密 日本	株式 精密機器	12,000	4,453 53,443,881	4,000 48,000,000	— —	4.53%
5	日野自動車 日本	株式 輸送用機器	76,000	678 51,530,962	628 47,728,000	— —	4.51%
6	サンドラッグ 日本	株式 小売業	19,500	2,629 51,270,170	2,415 47,092,500	— —	4.45%
7	横河電機 日本	株式 電気機器	26,000	1,841 47,866,000	1,806 46,956,000	— —	4.43%
8	JUKI 日本	株式 機械	55,000	776 42,683,242	778 42,790,000	— —	4.04%
9	アーネストワン 日本	株式 不動産業	28,000	1,583 44,325,150	1,511 42,308,000	— —	3.99%
10	日本マイクロニクス 日本	株式 電気機器	8,500	4,121 35,035,586	3,790 32,215,000	— —	3.04%
11	立飛企業 日本	株式 不動産業	6,200	4,670 28,954,000	5,000 31,000,000	— —	2.93%
12	よみうりランド 日本	株式 サービス業	43,000	688 29,584,000	713 30,659,000	— —	2.89%
13	ケンウッド 日本	株式 電気機器	165,000	194 32,010,000	179 29,535,000	— —	2.79%
14	日本電子 日本	株式 電気機器	36,000	751 27,036,000	777 27,972,000	— —	2.64%
15	飯田産業 日本	株式 不動産業	13,000	2,205 28,665,000	2,080 27,040,000	— —	2.55%
16	新川 日本	株式 機械	9,000	2,590 23,310,000	2,720 24,480,000	— —	2.31%
17	東栄住宅 日本	株式 不動産業	12,800	1,889 24,179,200	1,829 23,411,200	— —	2.21%
18	いなげや 日本	株式 小売業	23,000	915 21,045,000	932 21,436,000	— —	2.02%
19	シダックス 日本	株式 サービス業	155	114,000 17,670,000	110,000 17,050,000	— —	1.61%
20	フオスター電機 日本	株式 電気機器	11,800	1,339 15,800,200	1,378 16,260,400	— —	1.54%
21	アロカ 日本	株式 電気機器	13,000	1,259 16,367,000	1,237 16,081,000	— —	1.52%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	タチエス 日本	株式 輸送用機器	12,500	1,033 12,912,500	1,235 15,437,500	— —	1.46%
23	国際計測器 日本	株式 精密機器	7,500	2,265 16,987,500	2,030 15,225,000	— —	1.44%
24	セイジョー 日本	株式 小売業	5,000	2,785 13,925,000	2,805 14,025,000	— —	1.32%
25	ジャムコ 日本	株式 輸送用機器	12,000	1,103 13,236,000	1,030 12,360,000	— —	1.17%
26	日本ファイルコン 日本	株式 金属製品	11,000	1,183 13,013,000	1,106 12,166,000	— —	1.15%
27	わらべや日洋 日本	株式 食料品	6,800	1,681 11,430,800	1,610 10,948,000	— —	1.03%
28	ワイエイシイ 日本	株式 機械	5,000	1,952 9,760,000	2,180 10,900,000	— —	1.03%
29	タクトホーム 日本	株式 不動産業	107	101,000 10,807,000	97,900 10,475,300	— —	0.99%
30	共立 日本	株式 機械	28,000	369 10,332,000	359 10,052,000	— —	0.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.04%
合計	96.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	1.03%
繊維製品	0.76%
パルプ・紙	0.27%
化学	0.45%
ガラス・土石製品	0.27%
金属製品	1.96%
機械	10.67%
電気機器	24.23%
輸送用機器	7.74%
精密機器	10.67%
その他製品	0.18%
陸運業	4.99%
倉庫・運輸関連業	0.84%
情報・通信業	0.88%
卸売業	0.62%
小売業	11.04%
不動産業	13.62%
サービス業	5.80%
合計	96.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	3,319,368,889	—	1.0000	—
平成18年9月末日	3,358,602,030	—	1.0099	—
10月末日	3,527,632,559	—	1.0108	—
11月末日	3,592,307,145	—	1.0235	—
12月末日	3,361,195,050	—	1.0305	—
平成19年1月末日	3,338,025,682	—	1.0268	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	3,300,944,086	3,382,179,290	1.0109	1.0357
2月末日	3,290,459,464	—	0.9959	—
3月末日	3,308,712,198	—	0.9822	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,035,593,140	95.71
内 日本	2,035,593,140	95.71
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	91,241,867	4.29
純資産総額	2,126,835,007	100.00

(参考) 神奈川応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	658,885,500	96.78
内 日本	658,885,500	96.78
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	21,915,973	3.22
純資産総額	680,801,473	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	神奈川応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	684,516,911	0.99880 683,695,490	0.9946 680,820,519	— —	32.01%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ァンド 日本	親投資信託 受益証券 —	615,757,544	1.09500 674,254,510	1.1018 678,441,661	— —	31.90%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	493,528,138	1.37130 676,775,135	1.3704 676,330,960	— —	31.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	95.71%
合計	95.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 神奈川応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	アマダ 日本	株式 機械	25,000	1,324 33,100,000	1,347 33,675,000	— —	4.95%
2	日揮 日本	株式 建設業	17,000	2,105 35,785,000	1,934 32,878,000	— —	4.83%
3	富士フイルムHLDGS 日本	株式 化学	6,600	5,290 34,914,000	4,820 31,812,000	— —	4.67%
4	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	24,700	1,369 33,814,300	1,263 31,196,100	— —	4.58%
5	千代田化工建 日本	株式 建設業	12,000	2,570 30,840,000	2,585 31,020,000	— —	4.56%
6	横浜銀行 日本	株式 銀行業	35,000	968 33,880,000	879 30,765,000	— —	4.52%
7	富士電機HLDGS 日本	株式 電気機器	54,000	561 30,294,000	547 29,538,000	— —	4.34%
8	東邦チタニウム 日本	株式 非鉄金属	5,000	5,550 27,750,000	5,770 28,850,000	— —	4.24%
9	富士通 日本	株式 電気機器	36,000	821 29,556,000	785 28,260,000	— —	4.15%
10	日本発条 日本	株式 金属製品	23,000	1,215 27,945,000	1,183 27,209,000	— —	4.00%
11	NECエレクトロニクス 日本	株式 電気機器	9,400	3,200 30,080,000	2,850 26,790,000	— —	3.94%
12	相模鉄道 日本	株式 陸運業	38,000	405 15,390,000	407 15,466,000	— —	2.27%
13	岡村製作所 日本	株式 その他製品	11,000	1,196 13,156,000	1,294 14,234,000	— —	2.09%
14	アルバック 日本	株式 電気機器	3,900	3,770 14,703,000	3,560 13,884,000	— —	2.04%
15	ニフコ 日本	株式 化学	4,100	3,050 12,505,000	3,050 12,505,000	— —	1.84%
16	日立ソフトウェア 日本	株式 情報・通信業	5,100	2,420 12,342,000	2,450 12,495,000	— —	1.84%
17	東京応化工業 日本	株式 化学	4,100	2,910 11,931,000	2,950 12,095,000	— —	1.78%
18	光栄 日本	株式 情報・通信業	5,900	1,965 11,593,500	1,997 11,782,300	— —	1.73%
19	富士ソフト 日本	株式 情報・通信業	3,300	3,360 11,088,000	3,510 11,583,000	— —	1.70%
20	アマノ 日本	株式 機械	7,400	1,558 11,529,200	1,439 10,648,600	— —	1.56%
21	ファンケル 日本	株式 化学	6,200	1,884 11,680,800	1,635 10,137,000	— —	1.49%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	AOKIホールディングス 日本	株式 小売業	4,300	1,949 8,380,700	2,250 9,675,000	— —	1.42%
23	スルガコーポレーション 日本	株式 建設業	3,300	2,976 9,823,000	2,860 9,438,000	— —	1.39%
24	日産車体 日本	株式 輸送用機器	15,000	617 9,255,000	600 9,000,000	— —	1.32%
25	関東自動車 日本	株式 輸送用機器	5,400	1,561 8,429,400	1,495 8,073,000	— —	1.19%
26	コココーラセントラルジャパン 日本	株式 食料品	8	966,000 7,728,000	917,000 7,336,000	— —	1.08%
27	サカタのタネ 日本	株式 水産・農林業	4,600	1,429 6,573,400	1,464 6,734,400	— —	0.99%
28	オハラ 日本	株式 ガラス・土石 製品	1,200	5,340 6,408,000	5,400 6,480,000	— —	0.95%
29	アンリツ 日本	株式 電気機器	10,000	661 6,610,000	562 5,620,000	— —	0.83%
30	東芝プラントシステム 日本	株式 建設業	6,000	827 4,962,000	895 5,370,000	— —	0.79%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.78%
合計	96.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.99%
建設業	12.15%
食料品	1.61%
繊維製品	0.44%
化学	10.25%
ガラス・土石製品	0.95%
鉄鋼	0.64%
非鉄金属	4.24%
金属製品	4.70%
機械	8.15%
電気機器	19.43%
輸送用機器	9.41%
精密機器	0.41%
その他製品	2.09%
陸運業	3.76%
倉庫・運輸関連業	0.56%
情報・通信業	5.98%
卸売業	2.05%
小売業	3.97%
銀行業	4.52%
不動産業	0.48%

業種	投資比率
合計	96.78%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,156,421,034	—	1.0000	—
平成18年9月末日	2,231,987,321	—	1.0127	—
10月末日	2,360,313,753	—	1.0134	—
11月末日	2,431,405,448	—	1.0286	—
12月末日	2,339,631,771	—	1.0281	—
平成19年1月末日	2,290,618,245	—	1.0282	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,266,666,805	2,315,779,504	1.0104	1.0323
2月末日	2,212,326,651	—	0.9935	—
3月末日	2,126,835,007	—	0.9767	—

### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0700

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.0

**りそな・中部応援・資産分散ファンド**

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,487,185,717	98.97
内 日本	9,487,185,717	98.97
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	98,901,419	1.03
純資産総額	9,586,087,136	100.00

その他の資産の投資状況

該当事項はありません。

(参考) 中部応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	3,098,640,700	98.41
内 日本	3,098,640,700	98.41
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	49,939,133	1.59
純資産総額	3,148,579,833	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・ソブリン・マザーフ アンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,891,488,463	1.09510 3,166,472,387	1.1018 3,185,841,988	— —	33.23%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,300,693,731	1.37047 3,153,050,457	1.3704 3,152,870,688	— —	32.89%
3	中部応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	2,886,653,563	1.09215 3,152,676,712	1.0907 3,148,473,041	— —	32.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.97%
合計	98.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。



② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 中部応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ファナック 日本	株式 電気機器	14,900	10,774 160,544,661	10,970 163,453,000	— —	5.19%
2	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	38,900	4,228 164,474,928	4,050 157,545,000	— —	5.00%
3	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	20,100	8,067 162,166,154	7,550 151,755,000	— —	4.82%
4	東海旅客鉄道 日本	株式 陸運業	113	1,381,556 156,115,929	1,340,000 151,420,000	— —	4.81%
5	デンソー 日本	株式 輸送用機器	34,300	4,686 160,745,854	4,380 150,234,000	— —	4.77%
6	豊田自動織機 日本	株式 輸送用機器	26,900	5,929 159,509,897	5,580 150,102,000	— —	4.77%
7	スズキ 日本	株式 輸送用機器	48,600	3,387 164,642,332	3,060 148,716,000	— —	4.72%
8	アイシン精機 日本	株式 輸送用機器	30,000	4,217 126,514,571	4,130 123,900,000	— —	3.94%
9	豊田通商 日本	株式 卸売業	36,000	3,291 118,498,896	3,010 108,360,000	— —	3.44%
10	ヤマハ発動機 日本	株式 輸送用機器	29,100	3,538 102,980,563	3,300 96,030,000	— —	3.05%
11	イビデン 日本	株式 電気機器	15,300	5,906 90,369,255	6,110 93,483,000	— —	2.97%
12	静岡銀行 日本	株式 銀行業	72,000	1,273 91,656,335	1,255 90,360,000	— —	2.87%
13	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石 製品	37,000	2,209 81,750,972	2,430 89,910,000	— —	2.86%
14	セイコーエプソン 日本	株式 電気機器	20,000	3,181 63,622,742	3,470 69,400,000	— —	2.20%
15	マキタ 日本	株式 機械	14,700	4,375 64,319,371	4,370 64,239,000	— —	2.04%
16	ヤマハ 日本	株式 その他製品	21,000	2,608 54,772,263	2,630 55,230,000	— —	1.75%
17	トヨタ紡織 日本	株式 輸送用機器	18,900	2,889 54,617,157	2,790 52,731,000	— —	1.67%
18	日本特殊陶業 日本	株式 ガラス・土石 製品	23,000	2,278 52,413,000	2,205 50,715,000	— —	1.61%
19	八十二銀行 日本	株式 銀行業	56,000	845 47,371,267	820 45,920,000	— —	1.46%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
20	ブラザー工業 日本	株式 電気機器	27,000	1,615 43,621,385	1,596 43,092,000	— —	1.37%
21	スズケン 日本	株式 卸売業	9,700	4,240 41,131,071	4,180 40,546,000	— —	1.29%
22	スルガ銀行 日本	株式 銀行業	26,000	1,608 41,822,542	1,536 39,936,000	— —	1.27%
23	新光電気工業 日本	株式 電気機器	13,700	2,682 36,746,932	2,660 36,442,000	— —	1.16%
24	豊田合成 日本	株式 輸送用機器	13,000	2,694 35,031,231	2,785 36,205,000	— —	1.15%
25	東邦瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	59,000	617 36,435,441	606 35,754,000	— —	1.14%
26	大同特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	44,000	798 35,128,917	765 33,660,000	— —	1.07%
27	ユニー 日本	株式 小売業	20,000	1,600 32,014,000	1,617 32,340,000	— —	1.03%
28	名古屋鉄道 日本	株式 陸運業	89,000	394 35,150,579	362 32,218,000	— —	1.02%
29	ミネベア 日本	株式 電気機器	41,000	765 31,396,591	730 29,930,000	— —	0.95%
30	浜松ホトニクス 日本	株式 電気機器	7,900	3,519 27,806,058	3,570 28,203,000	— —	0.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.41%
合計	98.41%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	0.54%
パルプ・紙	0.41%
医薬品	0.32%
ゴム製品	0.76%
ガラス・土石製品	4.47%
鉄鋼	1.55%
金属製品	0.38%
機械	5.33%
電気機器	15.77%
輸送用機器	32.72%
その他製品	1.75%
電気・ガス業	6.14%
陸運業	6.57%
卸売業	5.10%
小売業	4.99%
銀行業	9.53%
その他金融業	0.40%

業種	投資比率
サービス業	1.69%
合計	98.41%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	2,276,149,882	—	1.0000	—
平成18年9月末日	2,320,889,585	—	1.0119	—
10月末日	2,892,925,650	—	1.0281	—
11月末日	3,339,566,953	—	1.0410	—
12月末日	4,722,145,545	—	1.0314	—
平成19年1月末日	6,066,809,629	—	1.0321	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	6,378,218,910	6,592,301,944	1.0102	1.0441
2月末日	7,932,541,562	—	0.9899	—
3月末日	9,586,087,136	—	0.9771	—

### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.1000

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	11.0

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,357,879,532	96.20
内 日本	2,357,879,532	96.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	93,071,862	3.80
純資産総額	2,450,951,394	100.00

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	751,583,970	95.52
内 日本	751,583,970	95.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	35,225,844	4.48
純資産総額	786,809,814	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	京都滋賀応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	762,478,799	1.01636 774,953,830	1.0319 786,801,872	— —	32.10%
2	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	574,058,333	1.37082 786,932,327	1.3704 786,689,539	— —	32.10%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	711,915,158	1.09500 779,547,098	1.1018 784,388,121	— —	32.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	96.20%
合計	96.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	日本電気硝子 日本	株式 ガラス・土石 製品	21,000	1,936 40,670,000	2,065 43,365,000	— —	5.51%
2	京都銀行 日本	株式 銀行業	31,000	1,302 40,362,000	1,353 41,943,000	— —	5.33%
3	任 天 堂 日本	株式 その他製品	1,200	32,688 39,226,594	34,250 41,100,000	— —	5.22%
4	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	3,500	10,957 38,351,506	11,110 38,885,000	— —	4.94%
5	村田製作所 日本	株式 電気機器	4,400	8,728 38,405,557	8,600 37,840,000	— —	4.81%
6	ロ ー ム 日本	株式 電気機器	3,500	11,087 38,805,489	10,690 37,415,000	— —	4.76%
7	日本電産 日本	株式 電気機器	4,800	7,871 37,785,085	7,600 36,480,000	— —	4.64%
8	オムロン 日本	株式 電気機器	11,400	3,386 38,609,053	3,170 36,138,000	— —	4.59%
9	島津製作所 日本	株式 精密機器	35,000	1,075 37,625,000	1,021 35,735,000	— —	4.54%
10	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	39,000	981 38,281,122	891 34,749,000	— —	4.42%
11	ワコールホールディングス 日本	株式 繊維製品	22,000	1,497 32,937,276	1,493 32,846,000	— —	4.17%
12	滋賀銀行 日本	株式 銀行業	40,000	839 33,597,755	819 32,760,000	— —	4.16%
13	アイフル 日本	株式 その他金融業	8,300	3,380 28,054,000	3,650 30,295,000	— —	3.85%
14	宝ホールディングス 日本	株式 食料品	33,000	799 26,381,705	832 27,456,000	— —	3.49%
15	堀場製作所 日本	株式 電気機器	6,300	4,135 26,051,804	3,990 25,137,000	— —	3.19%
16	グ ン ゼ 日本	株式 繊維製品	34,000	650 22,123,411	685 23,290,000	— —	2.96%
17	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	6,700	4,017 26,915,804	3,120 20,904,000	— —	2.66%
18	ニチコン 日本	株式 電気機器	11,700	1,521 17,806,602	1,594 18,649,800	— —	2.37%
19	平 和 堂 日本	株式 小売業	8,800	1,939 17,064,998	1,843 16,218,400	— —	2.06%
20	三洋化成 日本	株式 化学	18,000	879 15,828,820	809 14,562,000	— —	1.85%
21	フジテック 日本	株式 機械	14,000	905 12,670,000	808 11,312,000	— —	1.44%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	日本新薬 日本	株式 医薬品	11,000	1,012 11,134,083	994 10,934,000	— —	1.39%
23	ニツセン 日本	株式 小売業	9,500	823 7,818,520	825 7,837,500	— —	1.00%
24	日新電機 日本	株式 電気機器	16,000	505 8,080,000	472 7,552,000	— —	0.96%
25	オブテックス 日本	株式 電気機器	2,500	2,495 6,237,500	2,585 6,462,500	— —	0.82%
26	王将フードサービス 日本	株式 小売業	3,400	1,691 5,749,400	1,691 5,749,400	— —	0.73%
27	びわこ銀行 日本	株式 銀行業	21,000	244 5,124,000	248 5,208,000	— —	0.66%
28	日東精工 日本	株式 金属製品	6,000	682 4,092,000	846 5,076,000	— —	0.65%
29	ユーシン精機 日本	株式 機械	2,400	2,080 4,992,000	2,010 4,824,000	— —	0.61%
30	フェイス 日本	株式 情報・通信業	179	19,234 3,443,004	24,630 4,408,770	— —	0.56%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	95.52%
合計	95.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.32%
食料品	3.49%
繊維製品	7.97%
化学	2.51%
医薬品	1.39%
ガラス・土石製品	5.51%
鉄鋼	0.11%
金属製品	1.25%
機械	2.95%
電気機器	36.33%
輸送用機器	0.53%
精密機器	5.00%
その他製品	7.96%
倉庫・運輸関連業	0.36%
情報・通信業	0.86%
卸売業	0.51%
小売業	3.91%
銀行業	10.16%
その他金融業	3.85%
サービス業	0.57%
合計	95.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,732,622,055	—	1.0000	—
平成18年9月末日	1,755,903,470	—	1.0111	—
10月末日	1,934,658,061	—	1.0157	—
11月末日	2,033,868,703	—	1.0261	—
12月末日	2,186,766,057	—	1.0288	—
平成19年1月末日	2,362,540,155	—	1.0278	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	2,360,776,220	2,411,921,430	1.0107	1.0326
2月末日	2,411,853,423	—	0.9912	—
3月末日	2,450,951,394	—	0.9827	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0760

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	8.7

**りそな・大阪応援・資産分散ファンド**

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	12,423,629,457	97.03
内 日本	12,423,629,457	97.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	379,782,463	2.97
純資産総額	12,803,411,920	100.00

(参考) 大阪応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	4,041,529,000	97.53
内 日本	4,041,529,000	97.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	102,246,399	2.47
純資産総額	4,143,775,399	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,032,186,990	1.37064 4,156,055,320	1.3704 4,155,309,051	— —	32.45%
2	大阪応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,821,976,881	1.09050 4,167,894,939	1.0842 4,143,787,334	— —	32.36%
3	ハイグレード・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	3,743,449,875	1.09497 4,098,980,343	1.1018 4,124,533,072	— —	32.21%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	97.03%
合計	97.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。



③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 大阪応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	住友金属工業 日本	株式 鉄鋼	340,000	541 183,940,000	609 207,060,000	— —	5.00%
2	シャープ 日本	株式 電気機器	88,000	2,135 187,932,031	2,270 199,760,000	— —	4.82%
3	武田薬品 日本	株式 医薬品	25,500	8,082 206,108,624	7,730 197,115,000	— —	4.76%
4	松下電器産業 日本	株式 電気機器	82,000	2,358 193,419,354	2,375 194,750,000	— —	4.70%
5	関西電力 日本	株式 電気・ガス業	53,600	3,778 202,510,886	3,390 181,704,000	— —	4.38%
6	住友信託 日本	株式 銀行業	141,000	1,304 183,932,747	1,229 173,289,000	— —	4.18%
7	りそなホールディングス 日本	株式 銀行業	476	332,135 158,096,534	317,000 150,892,000	— —	3.64%
8	伊藤忠 日本	株式 卸売業	129,000	1,153 148,856,682	1,168 150,672,000	— —	3.64%
9	商船三井 日本	株式 海運業	100,000	1,374 137,498,148	1,308 130,800,000	— —	3.16%
10	クボタ 日本	株式 機械	116,000	1,148 133,271,218	1,033 119,828,000	— —	2.89%
11	住友電工 日本	株式 非鉄金属	61,100	1,774 108,444,446	1,792 109,491,200	— —	2.64%
12	キーエンス 日本	株式 電気機器	4,100	27,918 114,465,561	26,590 109,019,000	— —	2.63%
13	積水ハウス 日本	株式 建設業	58,000	1,739 100,903,554	1,834 106,372,000	— —	2.57%
14	旭化成 日本	株式 化学	115,000	872 100,289,132	858 98,670,000	— —	2.38%
15	大和ハウス 日本	株式 建設業	50,000	1,994 99,704,900	1,933 96,650,000	— —	2.33%
16	西日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	166	565,984 93,953,461	544,000 90,304,000	— —	2.18%
17	ダイキン工業 日本	株式 機械	20,600	4,047 83,378,016	4,100 84,460,000	— —	2.04%
18	松下電工 日本	株式 電気機器	60,000	1,312 78,768,346	1,351 81,060,000	— —	1.96%
19	大阪瓦斯 日本	株式 電気・ガス業	176,000	495 87,184,436	457 80,432,000	— —	1.94%
20	日東電工 日本	株式 化学	14,100	5,979 84,309,536	5,530 77,973,000	— —	1.88%
21	阪急阪神HLDGS 日本	株式 陸運業	106,000	761 80,714,182	713 75,578,000	— —	1.82%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	小野薬品 日本	株式 医薬品	10,000	6,203 62,039,041	6,600 66,000,000	— —	1.59%
23	塩野義製薬 日本	株式 医薬品	29,000	2,188 63,478,291	2,120 61,480,000	— —	1.48%
24	ジェイテクト 日本	株式 機械	26,200	2,181 57,157,600	2,065 54,103,000	— —	1.31%
25	近畿鉄道 日本	株式 陸運業	138,000	384 53,064,578	371 51,198,000	— —	1.24%
26	帝人 日本	株式 繊維製品	74,000	643 47,593,078	665 49,210,000	— —	1.19%
27	大林組 日本	株式 建設業	59,000	781 46,126,765	760 44,840,000	— —	1.08%
28	日清食品 日本	株式 食料品	9,800	4,111 40,296,929	4,320 42,336,000	— —	1.02%
29	積水化学 日本	株式 化学	45,000	956 43,055,539	939 42,255,000	— —	1.02%
30	高島屋 日本	株式 小売業	28,000	1,504 42,137,184	1,451 40,628,000	— —	0.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.53%
合計	97.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	6.52%
食料品	2.44%
繊維製品	1.67%
パルプ・紙	0.32%
化学	8.81%
医薬品	10.14%
ガラス・土石製品	0.82%
鉄鋼	5.69%
非鉄金属	2.64%
機械	7.54%
電気機器	14.89%
輸送用機器	1.99%
その他製品	0.40%
電気・ガス業	6.33%
陸運業	6.22%
海運業	3.16%
倉庫・運輸関連業	0.38%
卸売業	4.03%
小売業	3.16%
銀行業	8.58%
保険業	1.08%

業種	投資比率
不動産業	0.41%
サービス業	0.33%
合計	97.53%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	7,502,409,332	—	1.0000	—
平成18年9月末日	7,701,134,206	—	1.0105	—
10月末日	8,896,090,212	—	1.0228	—
11月末日	9,658,488,773	—	1.0379	—
12月末日	10,447,446,395	—	1.0311	—
平成19年1月末日	11,370,411,941	—	1.0284	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	11,389,760,687	11,749,521,764	1.0102	1.0421
2月末日	12,011,661,451	—	0.9961	—
3月末日	12,803,411,920	—	0.9817	—

### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0940

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.4

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 投資状況 (平成19年3月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,926,008,853	96.95
内 日本	1,926,008,853	96.95
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	60,625,329	3.05
純資産総額	1,986,634,182	100.00

(参考) 兵庫応援マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	623,552,100	96.38
内 日本	623,552,100	96.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	23,388,146	3.62
純資産総額	646,940,246	100.00

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成19年3月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	兵庫応援マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	588,895,276	1.11642 657,457,991	1.0986 646,960,350	— —	32.57%
2	ハイグレード・ソブリン・マザーフ ファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	580,929,088	1.09489 636,057,685	1.1018 640,067,669	— —	32.22%
3	世界REITマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	466,273,230	1.37064 639,095,541	1.3704 638,980,834	— —	32.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	96.95%
合計	96.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 兵庫応援マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	アシックス 日本	株式 その他製品	25,000	1,346 33,661,172	1,319 32,975,000	— —	5.10%
2	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	63,000	472 29,755,829	499 31,437,000	— —	4.86%
3	住友ゴム 日本	株式 ゴム製品	24,100	1,373 33,097,126	1,291 31,113,100	— —	4.81%
4	上 組 日本	株式 倉庫・運輸関 連業	30,000	1,047 31,418,831	1,014 30,420,000	— —	4.70%
5	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	64,000	455 29,146,042	475 30,400,000	— —	4.70%
6	川崎汽船 日本	株式 海運業	27,000	1,182 31,932,678	1,118 30,186,000	— —	4.67%
7	住友チタニウム 日本	株式 非鉄金属	2,300	12,857 29,571,139	13,090 30,107,000	— —	4.65%
8	関西ペイント 日本	株式 化学	29,000	1,034 29,995,827	1,007 29,203,000	— —	4.51%
9	シスメックス 日本	株式 電気機器	6,600	4,469 29,501,399	4,280 28,248,000	— —	4.37%
10	大和工業 日本	株式 鉄鋼	6,200	3,583 22,215,659	3,700 22,940,000	— —	3.55%
11	グローリー 日本	株式 機械	9,200	2,243 20,644,698	2,295 21,114,000	— —	3.26%
12	山陽特殊鋼 日本	株式 鉄鋼	22,000	821 18,066,289	832 18,304,000	— —	2.83%
13	西松屋チェーン 日本	株式 小売業	8,800	2,112 18,593,418	1,990 17,512,000	— —	2.71%
14	みなと銀行 日本	株式 銀行業	57,000	268 15,285,701	260 14,820,000	— —	2.29%
15	伊藤ハム 日本	株式 食料品	24,000	540 12,976,384	539 12,936,000	— —	2.00%
16	ノーリツ 日本	株式 金属製品	5,700	2,204 12,568,418	2,260 12,882,000	— —	1.99%
17	アサヒブリテック 日本	株式 非鉄金属	4,100	2,771 11,364,677	2,960 12,136,000	— —	1.88%
18	日本毛織 日本	株式 繊維製品	10,000	1,008 10,086,163	1,033 10,330,000	— —	1.60%
19	ユニチカ 日本	株式 繊維製品	57,000	171 9,756,503	164 9,348,000	— —	1.44%
20	新明和工業 日本	株式 輸送用機器	14,000	649 9,094,561	610 8,540,000	— —	1.32%
21	トーカロ 日本	株式 金属製品	2,400	3,575 8,580,910	3,270 7,848,000	— —	1.21%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
22	加藤産業 日本	株式 卸売業	5,000	1,588 7,941,281	1,553 7,765,000	— —	1.20%
23	ハイレックスコーポレーション 日本	株式 輸送用機器	3,800	1,930 7,336,194	1,930 7,334,000	— —	1.13%
24	三ツ星ベルト 日本	株式 ゴム製品	9,000	776 6,991,575	789 7,101,000	— —	1.10%
25	日本管財 日本	株式 サービス業	2,000	3,492 6,985,415	3,210 6,420,000	— —	0.99%
26	タクマ 日本	株式 機械	8,000	710 5,680,000	799 6,392,000	— —	0.99%
27	バンドー化学 日本	株式 ゴム製品	10,000	630 6,309,226	610 6,100,000	— —	0.94%
28	住友精化 日本	株式 化学	9,000	696 6,265,890	671 6,039,000	— —	0.93%
29	ノエビア 日本	株式 化学	4,200	1,395 5,862,108	1,370 5,754,000	— —	0.89%
30	フジッコ 日本	株式 食料品	4,000	1,318 5,274,793	1,300 5,200,000	— —	0.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.38%
合計	96.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	0.26%
食料品	4.12%
繊維製品	3.04%
化学	8.86%
医薬品	0.53%
ゴム製品	6.85%
ガラス・土石製品	1.71%
鉄鋼	11.47%
非鉄金属	6.53%
金属製品	3.20%
機械	6.54%
電気機器	7.54%
輸送用機器	8.08%
その他製品	5.46%
陸運業	1.00%
海運業	4.90%
倉庫・運輸関連業	4.70%
卸売業	2.34%
小売業	4.99%
銀行業	2.29%
不動産業	0.68%

業種	投資比率
サービス業	1.31%
合計	96.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## (3) 運用実績

### ① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成18年9月27日)	1,441,754,810	—	1.0000	—
平成18年9月末日	1,460,535,076	—	1.0117	—
10月末日	1,532,866,389	—	1.0230	—
11月末日	1,558,839,002	—	1.0351	—
12月末日	1,617,991,029	—	1.0283	—
平成19年1月末日	1,671,334,306	—	1.0363	—
第1特定期間末 (平成19年2月13日)	1,637,357,492	1,698,754,242	1.0104	1.0483
2月末日	1,767,441,710	—	0.9997	—
3月末日	1,986,634,182	—	0.9840	—

### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0950

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	10.5

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受けを行ないません。

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中については1万口当り1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

### (2) 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。



解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成21年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成21年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
  1. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2. 価格情報会社の提

供する価額

- ・海外の証券取引所上場の不動産投資信託証券：当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 保管

該当事項はありません。

## (3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) その他

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前3. から前5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

8. 委託会社が監督官庁より認可（※）の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

（※）なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読替えます。

9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1. の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

## ③ 反対者の買取請求権

前①の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3. または前②の3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## ④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

## ⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、

期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### (6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

##### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

##### ② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

## 第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

#### 1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	853,827,000
親投資信託受益証券	13,858,462,054
流動資産合計	14,712,289,054
資産合計	14,712,289,054
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	449,141,979
未払解約金	10,873,097
未払受託者報酬	540,132
未払委託者報酬	12,963,445
その他未払費用	292,629
流動負債合計	473,811,282
負債合計	473,811,282
純資産の部	
元本等	
元本	14,086,024,329
剰余金	
期末剰余金	152,453,443
剰余金合計	152,453,443
元本等合計	14,238,477,772
純資産合計	14,238,477,772
負債・純資産合計	14,712,289,054

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	407,505
有価証券売買等損益	1,123,462,054
営業収益合計	1,123,869,559
営業費用	
受託者報酬	1,951,222
委託者報酬	46,830,200
その他費用	292,629
営業費用合計	49,074,051
営業利益金額	1,074,795,508
経常利益金額	1,074,795,508
当期純利益金額	1,074,795,508
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	2,760,042
剰余金増加額	191,750,972
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(191,750,972)
剰余金減少額	2,994,184
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(2,994,184)
分配金	1,108,338,811
期末剰余金	152,453,443

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法

1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	352,493,594
親投資信託受益証券	8,466,976,415
流動資産合計	8,819,470,009
資産合計	8,819,470,009
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	102,408,108
未払受託者報酬	338,689
未払委託者報酬	8,128,706
その他未払費用	182,780
流動負債合計	111,058,283
負債合計	111,058,283
純資産の部	
元本等	
元本	8,614,522,613
剰余金	
期末剰余金	93,889,113
(うち分配準備積立金)	(4,899,145)
剰余金合計	93,889,113
元本等合計	8,708,411,726
純資産合計	8,708,411,726
負債・純資産合計	8,819,470,009

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	174,919
有価証券売買等損益	506,976,415
営業収益合計	507,151,334
営業費用	
受託者報酬	1,218,915
委託者報酬	29,254,928
その他費用	182,780
営業費用合計	30,656,623
営業利益金額	476,494,711
経常利益金額	476,494,711
当期純利益金額	476,494,711
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	265,553
剰余金増加額	89,199,437
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(89,199,437)
剰余金減少額	308,446
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(308,446)
分配金	471,231,036
期末剰余金	93,889,113

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法



1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	107,032,779
親投資信託受益証券	3,289,473,554
流動資産合計	3,396,506,333
資産合計	3,396,506,333
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	81,235,204
未払解約金	10,721,854
未払受託者報酬	140,072
未払委託者報酬	3,361,874
その他未払費用	103,243
流動負債合計	95,562,247
負債合計	95,562,247
純資産の部	
元本等	
元本	3,265,510,430
剰余金	
期末剰余金	35,433,656
(うち分配準備積立金)	(31,198,060)
剰余金合計	35,433,656
元本等合計	3,300,944,086
純資産合計	3,300,944,086
負債・純資産合計	3,396,506,333

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	108,720
有価証券売買等損益	306,473,554
営業収益合計	306,582,274
営業費用	
受託者報酬	688,644
委託者報酬	16,528,189
その他費用	103,243
営業費用合計	17,320,076
営業利益金額	289,262,198
経常利益金額	289,262,198
当期純利益金額	289,262,198
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	4,880,074
剰余金増加額	4,485,554
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(4,485,554)
剰余金減少額	2,786,486
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(2,786,486)
分配金	250,647,536
期末剰余金	35,433,656

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法

## 1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	96,643,163
親投資信託受益証券	2,222,413,668
流動資産合計	2,319,056,831
資産合計	2,319,056,831
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	49,112,699
未払解約金	823,709
未払受託者報酬	95,349
未払委託者報酬	2,288,558
その他未払費用	69,711
流動負債合計	52,390,026
負債合計	52,390,026
純資産の部	
元本等	
元本	2,243,421,719
剰余金	
期末剰余金	23,245,086
(うち分配準備積立金)	(18,197,089)
剰余金合計	23,245,086
元本等合計	2,266,666,805
純資産合計	2,266,666,805
負債・純資産合計	2,319,056,831

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	85,777
有価証券売買等損益	191,413,668
営業収益合計	191,499,445
営業費用	
受託者報酬	465,201
委託者報酬	11,165,498
その他費用	69,711
営業費用合計	11,700,410
営業利益金額	179,799,035
経常利益金額	179,799,035
当期純利益金額	179,799,035
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	3,673,888
剰余金増加額	5,387,298
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(5,387,298)
剰余金減少額	1,749,727
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(1,749,727)
分配金	156,517,632
期末剰余金	23,245,086

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
	有価証券の評価基準及び評価方法

1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	303,990,398
親投資信託受益証券	6,294,627,870
流動資産合計	6,598,618,268
資産合計	6,598,618,268
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	214,083,034
未払受託者報酬	247,974
未払委託者報酬	5,951,580
その他未払費用	116,770
流動負債合計	220,399,358
負債合計	220,399,358
純資産の部	
元本等	
元本	6,313,614,229
剰余金	
期末剰余金	64,604,681
剰余金合計	64,604,681
元本等合計	6,378,218,910
純資産合計	6,378,218,910
負債・純資産合計	6,598,618,268

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	94,414
有価証券売買等損益	454,627,870
営業収益合計	454,722,284
営業費用	
受託者報酬	778,914
委託者報酬	18,694,784
その他費用	116,770
営業費用合計	19,590,468
営業利益金額	435,131,816
経常利益金額	435,131,816
当期純利益金額	435,131,816
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	21,386
剰余金増加額	99,899,327
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(99,899,327)
剰余金減少額	19,379
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(19,379)
分配金	470,385,697
期末剰余金	64,604,681

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法

## 1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	104,774,510
親投資信託受益証券	2,309,628,465
流動資産合計	2,414,402,975
資産合計	2,414,402,975
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	51,145,210
未払受託者報酬	96,791
未払委託者報酬	2,323,049
その他未払費用	61,705
流動負債合計	53,626,755
負債合計	53,626,755
純資産の部	
元本等	
元本	2,335,869,799
剰余金	
期末剰余金	24,906,421
(うち分配準備積立金)	(12,502,034)
剰余金合計	24,906,421
元本等合計	2,360,776,220
純資産合計	2,360,776,220
負債・純資産合計	2,414,402,975

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	72,271
有価証券売買等損益	185,628,465
営業収益合計	185,700,736
営業費用	
受託者報酬	411,830
委託者報酬	9,884,729
その他費用	61,705
営業費用合計	10,358,264
営業利益金額	175,342,472
経常利益金額	175,342,472
当期純利益金額	175,342,472
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	54,146
剰余金増加額	12,427,307
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(12,427,307)
剰余金減少額	78,158
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(78,158)
分配金	162,731,054
期末剰余金	24,906,421

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法



1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	611,365,203
親投資信託受益証券	11,162,396,094
流動資産合計	11,773,761,297
資産合計	11,773,761,297
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	359,761,077
未払解約金	12,254,298
未払受託者報酬	467,747
未払委託者報酬	11,226,083
その他未払費用	291,405
流動負債合計	384,000,610
負債合計	384,000,610
純資産の部	
元本等	
元本	11,274,968,138
剰余金	
期末剰余金	114,792,549
(うち分配準備積立金)	(33,046,490)
剰余金合計	114,792,549
元本等合計	11,389,760,687
純資産合計	11,389,760,687
負債・純資産合計	11,773,761,297

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	350,377
有価証券売買等損益	1,044,396,094
営業収益合計	1,044,746,471
営業費用	
受託者報酬	1,943,103
委託者報酬	46,635,292
その他費用	291,405
営業費用合計	48,869,800
営業利益金額	995,876,671
経常利益金額	995,876,671
当期純利益金額	995,876,671
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,115,469
剰余金増加額	82,227,023
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(82,227,023)
剰余金減少額	907,806
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(907,806)
分配金	961,287,870
期末剰余金	114,792,549

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
	有価証券の評価基準及び評価方法

1 貸借対照表

区 分	当 期
	平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	75,842,533
親投資信託受益証券	1,611,692,232
未収入金	13,000,000
流動資産合計	1,700,534,765
資産合計	1,700,534,765
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	61,396,750
未払受託者報酬	69,332
未払委託者報酬	1,664,205
その他未払費用	46,986
流動負債合計	63,177,273
負債合計	63,177,273
純資産の部	
元本等	
元本	1,620,483,009
剰余金	
期末剰余金	16,874,483
(うち分配準備積立金)	(11,511,719)
剰余金合計	16,874,483
元本等合計	1,637,357,492
純資産合計	1,637,357,492
負債・純資産合計	1,700,534,765

## 2 損益及び剰余金計算書

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	金 額 (円)
営業収益	
受取利息	59,594
有価証券売買等損益	169,692,232
営業収益合計	169,751,826
営業費用	
受託者報酬	313,652
委託者報酬	7,528,368
その他費用	46,986
営業費用合計	7,889,006
営業利益金額	161,862,820
経常利益金額	161,862,820
当期純利益金額	161,862,820
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	863,684
剰余金増加額	5,540,835
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(5,540,835)
剰余金減少額	959,687
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(959,687)
分配金	148,705,801
期末剰余金	16,874,483

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
	有価証券の評価基準及び評価方法

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿  
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典  
ありません。
- (4) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (5) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (6) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (7) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (8) 受益権の再分割  
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (9) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (10) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第4 ファンドの詳細情報の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 注記表
    - (4) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書 平成 年 月 日
    - I 資産総額
    - II 負債総額
    - III 純資産総額（I－II）
    - IV 発行済数量
    - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- 第5 設定及び解約の実績

## 追加型証券投資信託

(りそな・東京応援・資産分散ファンド)

(りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)

(りそな・多摩応援・資産分散ファンド)

(りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)

(りそな・中部応援・資産分散ファンド)

(りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)

(りそな・大阪応援・資産分散ファンド)

(りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

## 運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券
2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. 世界REITマザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

- ① 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。  
(※) 応援マザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1  
ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券 …… 信託財産の純資産総額の3分の1  
世界REITマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の3分の1
- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(注) 上記「2. 運用方法」の「(1) 投資対象」の1.および「(2) 投資態度」の②にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫



追加型証券投資信託

- (りそな・東京応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・埼玉応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・多摩応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・神奈川応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・中部応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・大阪応援・資産分散ファンド)
  - (りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド)
- 約 款

(注) 本約款の第2条、第3条第1項および第7条第1項にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

	第2条	第3条第1項	第7条第1項
「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	300	600	300
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,500	500
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	500	3,000	500
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	500	1,200	500

(注) 本約款の第20条第1号にある(※)は、以下の各々の場合において、次のように読み替えるものとします。

「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の場合	東京
「りそな・埼玉応援・資産分散ファンド」の場合	埼玉
「りそな・多摩応援・資産分散ファンド」の場合	多摩
「りそな・神奈川応援・資産分散ファンド」の場合	神奈川
「りそな・中部応援・資産分散ファンド」の場合	中部
「りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド」の場合	京都滋賀
「りそな・大阪応援・資産分散ファンド」の場合	大阪
「りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド」の場合	兵庫

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者としてします。

② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託にかかる条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金(※)億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、(※)億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については(※)億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権

については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）に当該申請の申請を委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

（投資の対象とする資産の種類）

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ハ. 約束手形

ニ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（投資の対象とする有価証券の範囲等）

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第3号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第4号から第6号までに掲げる有価証券に投資することを指図することができます。

1. (※) 応援マザーファンドの受益証券

2. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

3. 世界REITマザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第21条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第25条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第24条、第29条および第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等である有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて利益が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、この信託において主要投資対象とする世界REITマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、また、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、また、当該受益者は、その口座が開設されている振替

機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第41条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を

記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条 第43条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求する

ことができます。

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成18年 9月27日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

## I 別に定める取引所

約款第12条および第42条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）  
オーストラリア証券取引所

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えてください。（下線部は変更部分を示します。）

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第〇条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第〇条第〇項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

# りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ

投資信託説明書（請求目論見書）

平成19年5月3日

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

本文書にかかる「りそな・地域応援・資産分散ファンド・シリーズ」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月4日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月20日にその届出の効力が生じております。

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第1 ファンドの沿革

平成 18 年 9 月 27 日 信託契約締結、当初設定、運用開始

### 第2 手続等

#### 1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1 万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中については 1 万口当り 1 万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

#### 2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた

換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

#### <個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成21年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

#### <法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成21年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。



### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算日の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。
- ・公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
  1. 証券会社、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
  2. 価格情報会社の提供する価額
- ・海外の証券取引所上場の不動産投資信託証券：当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先(委託会社)  
電話番号 03-5643-5265(営業日の9:00~17:00)
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

##### (2) 保管

該当事項はありません。

##### (3) 信託期間

平成18年9月27日から平成28年10月13日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

##### (4) 計算期間

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年9月27日から平成18年10月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) その他

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可（※）の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。  
(※) なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読替えます。
9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## ② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## 第4 ファンドの経理状況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・東京応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・東京応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		853,827,000
親投資信託受益証券		13,858,462,054
流動資産合計		14,712,289,054
資産合計		14,712,289,054
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		449,141,979
未払解約金		10,873,097
未払受託者報酬		540,132
未払委託者報酬		12,963,445
その他未払費用		292,629
流動負債合計		473,811,282
負債合計		473,811,282
純資産の部		
元本等		
元本	※1	14,086,024,329
剰余金		
期末剰余金		152,453,443
剰余金合計		152,453,443
元本等合計		14,238,477,772
純資産合計		14,238,477,772
負債・純資産合計		14,712,289,054

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		407,505
有価証券売買等損益		1,123,462,054
営業収益合計		1,123,869,559
営業費用		
受託者報酬		1,951,222
委託者報酬	※1	46,830,200
その他費用		292,629
営業費用合計		49,074,051
営業利益金額		1,074,795,508
経常利益金額		1,074,795,508
当期純利益金額		1,074,795,508
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		2,760,042
剰余金増加額		191,750,972
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(191,750,972)
剰余金減少額		2,994,184
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(2,994,184)
分配金	※2	1,108,338,811
期末剰余金		152,453,443



### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	6,521,117,018 円
期中追加設定元本額	7,803,751,633 円
期中一部解約元本額	238,844,322 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	14,086,024,329 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	5,650,961 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,114,256 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (170,141,835 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (13,893,500 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 204,149,591 円 (1 万口当たり 279.47 円) でありませんが、分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,036,050 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (40,086,286 円) 及び分配準備積立金 (190,029,869 円) より分配対象額は 240,152,205 円 (1 万口当たり 274.73 円) でありませんが、分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,048,902円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(154,852,841円)、投資信託約款に規定される収益調整金(69,181,806円)及び分配準備積立金(199,354,558円)より分配対象額は440,438,107円(1万口当たり483.92円)であり、うち344,040,075円(1万口当たり378円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(40,481,906円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(249,561,312円)、投資信託約款に規定される収益調整金(103,852,832円)及び分配準備積立金(26,780,740円)より分配対象額は420,676,790円(1万口当たり400.07円)であり、うち315,156,757円(1万口当たり299.72円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(29,890,747円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(380,295,131円)、投資信託約款に規定される収益調整金(189,748,234円)及び分配準備積立金(1,661,310円)より分配対象額は601,595,422円(1万口当たり427.09円)であり、うち449,141,979円(1万口当たり318.86円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13,858,462,054	424,399,372
合 計	13,858,462,054	424,399,372

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0108 円 (10,108 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	東京応援マザーファンド	4,158,164,073	4,677,102,949	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	4,147,547,337	4,596,311,958	
	世界REITマザーファンド	3,143,026,561	4,585,047,147	
合計		11,448,737,971	13,858,462,054	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「東京応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「東京応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		292,223,306
株式		4,529,991,200
未収配当金		2,417,310
流動資産合計		4,824,631,816
資産合計		4,824,631,816
負債の部		
流動負債		
未払金		147,535,650
流動負債合計		147,535,650
負債合計		147,535,650
純資産の部		
元本等		
元本	※1	4,158,164,073
剰余金		
期末剰余金		518,932,093
剰余金合計		518,932,093
元本等合計		4,677,096,166
純資産合計		4,677,096,166
負債・純資産合計		4,824,631,816

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2, 198, 000, 000 円
同期中における追加設定元本額	1, 960, 164, 073 円
同期中における一部解約元本額	－円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4, 158, 164, 073 円
計	4, 158, 164, 073 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	4, 158, 164, 073 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	4,529,991,200	381,435,678
合 計	4,529,991,200	381,435,678

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 2,850,923円	委託手数料の未受渡金額 未払金 309,150円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 1,377,528円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット(オファー)やベセスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1248円 (11,248円)



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	188	994,000	186,872,000	
日本電設工業	5,000	874	4,370,000	
ジェイ・エー・エー	7	139,000	973,000	
アサヒビール	38,500	1,944	74,844,000	
エスビー食品	3,000	970	2,910,000	
日本フエルト	1,900	913	1,734,700	
ADEKA	8,200	1,375	11,275,000	
ミヨシ油脂	7,000	233	1,631,000	
アステラス製薬	40,000	5,320	212,800,000	
エーザイ	23,600	6,440	151,984,000	
大正製薬	26,000	2,175	56,550,000	
太陽インキ製造	1,100	6,620	7,282,000	
東急コミュニティー	1,100	3,280	3,608,000	
シチエ	900	1,223	1,100,700	
東映アニメーション	1,100	2,920	3,212,000	
インデックスHLDGS	132	72,800	9,609,600	
ライオン	24,000	679	16,296,000	
フジクラ	30,000	847	25,410,000	
牧野フライス	10,000	1,475	14,750,000	
ディスコ	2,700	7,360	19,872,000	
住友重機械	48,000	1,249	59,952,000	
日立建機	15,600	3,310	51,636,000	
東芝	256,000	744	190,464,000	
岩崎通信機	8,000	183	1,464,000	
ソニー	36,600	6,000	219,600,000	
ヨコオ	1,700	1,350	2,295,000	
スタンレー電気	15,000	2,400	36,000,000	
太陽誘電	10,000	2,495	24,950,000	
石川島播磨	115,000	451	51,865,000	
カルソニックカンセイ	22,000	661	14,542,000	
本田技研	44,700	4,890	218,583,000	
シモジマ	1,900	1,336	2,538,400	
アベルコ	400	791	316,400	
トプコン	7,400	1,851	13,697,400	
HOYA	34,600	4,040	139,784,000	
キヤノン	34,300	6,280	215,404,000	
タカラトミー	7,700	850	6,545,000	
ニッピ	1,000	629	629,000	
クリナップ	3,900	1,035	4,036,500	
天馬	2,500	2,115	5,287,500	

リンテック	6,100	2,250	13,725,000	
東邦薬品	4,700	2,155	10,128,500	
チヨダ	3,300	2,785	9,190,500	
光製作所	1,000	790	790,000	
丸井	29,300	1,425	41,752,500	
クレディセゾン	14,400	4,150	59,760,000	
三菱UFJフィナンシャルG	150	1,460,000	219,000,000	
オリックス	6,190	35,600	220,364,000	
野村ホールディングス	88,600	2,495	221,057,000	
損害保険ジャパン	79,000	1,530	120,870,000	
三井不動産	65,000	3,440	223,600,000	
住友不動産	38,000	4,820	183,160,000	
レオパレス21	12,700	3,730	47,371,000	
ジョイント・コーポレーション	3,500	4,780	16,730,000	
創建ホームズ	11	166,000	1,826,000	
東武鉄道	66,000	595	39,270,000	
東日本旅客鉄道	241	908,000	218,828,000	
日本航空	217,000	266	57,722,000	
光通信	4,600	5,840	26,864,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,096	218,000	238,928,000	
東京電力	50,300	4,340	218,302,000	
NTTデータ	223	620,000	138,260,000	
東京ドーム	15,000	570	8,550,000	
日本空港ビルデング	8,000	1,642	13,136,000	
セコム	18,600	5,940	110,484,000	
松屋フーズ	1,500	1,633	2,449,500	
東京デリカ	1,600	750	1,200,000	
合計	1,626,838		4,529,991,200	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 19 年 2 月 13 日現在
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		2,175,357,241
コール・ローン		3,874,843,111
国債証券		150,210,018,102
派生商品評価勘定		6,245,982
未収利息		2,051,147,209
前払費用		1,388,407,240
流動資産合計		159,706,018,885
資産合計		159,706,018,885
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		10,351,434
未払金		932,837,575
流動負債合計		943,189,009
負債合計		943,189,009
純資産の部		
元本等		
元本	※1	143,257,058,815
剰余金		
期末剰余金		15,505,771,061
剰余金合計		15,505,771,061
元本等合計		158,762,829,876
純資産合計		158,762,829,876
負債・純資産合計		159,706,018,885

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提示する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	65,852,173,711円
同期中における追加設定元本額	83,058,873,925円
同期中における一部解約元本額	5,653,988,821円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・世界資産分散ファンド	128,589,749,129 円
ダイワ・ハイグレード・ソブリン・ファンド(毎月分配型)	986,774 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	4,147,547,337 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,537,606,940 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	970,460,894 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	642,801,626 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,854,720,154 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	693,806,569 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,344,814,790 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	474,564,602 円
計	143,257,058,815 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	143,257,058,815 口

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	150,210,018,102	△ 2,776,862,954
合 計	150,210,018,102	△ 2,776,862,954

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 18 年 9 月 12 日から平成 19 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引状況に関する事項

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## II 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

種 類	平成 19 年 2 月 13 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買 建	3,519,177,412	—	3,515,071,960	△ 4,105,452
米ドル	880,008,378	—	882,247,260	2,238,882
カナダドル	438,106,303	—	441,883,760	3,777,457
豪ドル	444,060,679	—	439,982,070	△ 4,078,609
英ポンド	656,761,039	—	654,727,750	△ 2,033,289
ノルウェークローネ	106,034,621	—	105,555,150	△ 479,471
スウェーデンクローナ	114,104,226	—	113,104,780	△ 999,446
ユーロ	880,102,166	—	877,571,190	△ 2,530,976
合 計	3,519,177,412	—	3,515,071,960	△ 4,105,452

#### 注) 1. 時価の算出方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1082円 (11,082円)



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		6.625% U.S. TREASURY NOTE 20070515	700,000.000	702,569.000	
		6.625% U.S. TREASURY NOTE 20070515	300,000.000	301,101.000	
		6.25% U.S. TREASURY NOTE 20070215	1,000,000.000	1,000,070.000	
		6.125% U.S. TREASURY NOTE 20070815	2,000,000.000	2,009,840.000	
		6.125% U.S. TREASURY NOTE 20070815	4,800,000.000	4,823,616.000	
		6.125% U.S. TREASURY NOTE 20070815	4,900,000.000	4,924,108.000	
		6.125% U.S. TREASURY NOTE 20070815	6,000,000.000	6,029,520.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,400,000.000	1,345,960.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	8,500,000.000	8,171,900.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,200,000.000	1,153,680.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,800,000.000	1,730,520.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	2,000,000.000	1,922,800.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	3,000,000.000	2,884,200.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,000,000.000	961,400.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	2,500,000.000	2,403,500.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	3,000,000.000	2,884,200.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	1,500,000.000	1,442,100.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	2,500,000.000	2,403,500.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	3,700,000.000	3,557,180.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	4,500,000.000	4,326,300.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	3,000,000.000	2,884,200.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	800,000.000	769,120.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	4,500,000.000	4,326,300.000	
		4% U.S. TREASURY NOTE 20121115	3,700,000.000	3,557,180.000	
		4.25% U.S. TREASURY NOTE 20101015	1,600,000.000	1,570,624.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20081115	1,000,000.000	990,460.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20081115	1,000,000.000	990,460.000	
		4.375% U.S. TREASURY NOTE 20080131	3,200,000.000	3,178,720.000	
		11.25% U.S. TREASURY BOND 20150215	1,800,000.000	2,561,904.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,360,000.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,090,000.000	
		9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,000,000.000	4,087,500.000	
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,270,000.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	500,000.000	681,250.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,300,000.000	1,771,250.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,635,000.000			
9% U.S. TREASURY BOND 20181115	3,800,000.000	5,177,500.000			

9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,900,000.000	3,951,250.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,200,000.000	4,360,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,700,000.000	3,678,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	600,000.000	817,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	953,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	953,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,635,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,090,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	408,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,600,000.000	3,542,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,800,000.000	2,452,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	5,000,000.000	6,812,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,313,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	545,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,500,000.000	3,406,250.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	3,900,000.000	5,313,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,400,000.000	3,270,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,000,000.000	2,725,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,500,000.000	2,043,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,200,000.000	1,635,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	200,000.000	272,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	400,000.000	545,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	800,000.000	1,090,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	700,000.000	953,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	300,000.000	408,750.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	2,200,000.000	2,997,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,600,000.000	2,180,000.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	1,000,000.000	1,362,500.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	136,250.000	
9% U. S. TREASURY BOND 20181115	100,000.000	136,250.000	
8.75% U. S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,501,665.000	
7.875% U. S. TREASURY BOND 20210215	900,000.000	1,160,154.000	
7.875% U. S. TREASURY BOND 20210215	800,000.000	1,031,248.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,100,000.000	1,449,415.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,400,000.000	1,844,710.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	7,000,000.000	9,223,550.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,581,180.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	1,800,000.000	2,371,770.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,500,000.000	3,294,125.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	4,000,000.000	5,270,600.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	3,952,950.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,635,300.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	3,300,000.000	4,348,245.000	
8.125% U. S. TREASURY BOND 20210515	2,200,000.000	2,898,830.000	

8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	5,500,000.000	7,247,075.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	6,000,000.000	7,905,900.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	3,952,950.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,500,000.000	1,976,475.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	5,929,425.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	4,875,305.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	5,929,425.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	3,952,950.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	800,000.000	1,054,120.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,500,000.000	5,929,425.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,700,000.000	4,875,305.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,800,000.000	6,324,720.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	4,900,000.000	6,456,485.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	3,000,000.000	3,952,950.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	2,000,000.000	2,635,300.000	
8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	1,200,000.000	1,581,180.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	1,000,000.000	1,283,900.000	
7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,477,872.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	1,100,000.000	1,420,716.000	
7.5% U.S. TREASURY BOND 20241115	2,600,000.000	3,358,056.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	500,000.000	654,060.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,000,000.000	1,308,120.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,700,000.000	2,223,804.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	1,200,000.000	1,569,744.000	
7.625% U.S. TREASURY BOND 20250215	3,500,000.000	4,578,420.000	
6.875% U.S. TREASURY BOND 20250815	700,000.000	856,625.000	
6.75% U.S. TREASURY BOND 20260815	900,000.000	1,094,202.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	300,000.000	356,013.000	
6.5% U.S. TREASURY BOND 20261115	3,100,000.000	3,678,801.000	
6.625% U.S. TREASURY BOND 20270215	900,000.000	1,083,375.000	
6.25% U.S. TREASURY BOND 20300515	2,400,000.000	2,821,104.000	
5.375% U.S. TREASURY BOND 20310215	1,000,000.000	1,057,180.000	
米ドル 小計	米ドル 257,800,000.000 (31,389,728,000)	米ドル 315,648,006.000 (38,433,301,211)	
カナダドル	カナダドル	カナダドル	
9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	1,000,000.000	1,164,780.000	
9.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20100601	400,000.000	465,912.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,825,288.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,275,096.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,550,192.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,935.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,774.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,115,709.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,390,805.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,231,418.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,753,257.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,231,418.000	
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,935.000	

9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,275,096.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,231,418.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,593,870.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,935.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,709,579.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,984,675.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,900,000.000	3,028,353.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,774.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,593,870.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,500,000.000	2,390,805.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	478,161.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	200,000.000	318,774.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	300,000.000	478,161.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	600,000.000	956,322.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,935.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,387.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	500,000.000	796,935.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,387.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	100,000.000	159,387.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,550,192.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,753,257.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,115,709.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,275,096.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	800,000.000	1,275,096.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,072,031.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,550,192.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,400,000.000	2,231,418.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,593,870.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,912,644.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,100,000.000	1,753,257.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,400,000.000	3,825,288.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,200,000.000	1,912,644.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,000,000.000	1,593,870.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,200,000.000	3,506,514.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,600,000.000	2,550,192.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	637,548.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,300,000.000	3,665,901.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,000,000.000	3,187,740.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,984,675.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,500,000.000	3,984,675.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,700,000.000	2,709,579.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,300,000.000	2,072,031.000
9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	700,000.000	1,115,709.000
8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,200,000.000	1,800,876.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	200,000.000	199,286.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	500,000.000	498,215.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	1,100,000.000	1,096,073.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	600,000.000	597,858.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	500,000.000	498,215.000
3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	1,200,000.000	1,195,716.000

	3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20070601	700,000.000	697,501.000
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	400,000.000	454,420.000
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	600,000.000	681,630.000
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,700,000.000	1,931,285.000
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20160601	1,100,000.000	1,083,467.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	6,000,000.000	5,909,760.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	787,968.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	800,000.000	787,968.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,600,000.000	1,575,936.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,500,000.000	1,477,440.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,200,000.000	1,181,952.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	1,969,920.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,400,000.000	2,363,904.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	984,960.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,000,000.000	984,960.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	1,969,920.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,200,000.000	2,166,912.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	1,600,000.000	1,575,936.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	400,000.000	393,984.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,300,000.000	2,265,408.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,000,000.000	1,969,920.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,500,000.000	2,462,400.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	2,500,000.000	2,462,400.000
	3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20110901	3,000,000.000	2,954,880.000
カナダドル	小計	カナダドル 121,700,000.000 (12,594,733,000)	カナダドル 166,079,981.000 (17,187,617,234)
豪ドル		豪ドル	豪ドル
	6.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,061,600.000
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	7,300,000.000	7,488,851.000
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	76,100,000.000	78,068,707.000
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	6,000,000.000	6,155,220.000
	6.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20150415	1,200,000.000	1,231,044.000
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20100815	500,000.000	488,650.000
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20100815	1,100,000.000	1,075,030.000
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	11,000,000.000	10,470,460.000
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	99,900,000.000	95,090,814.000
	5.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20190315	2,500,000.000	2,379,650.000
豪ドル	小計	豪ドル 207,600,000.000 (19,495,716,000)	豪ドル 204,510,026.000 (19,205,536,542)
英ポンド		英ポンド	英ポンド
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,000,000.000	2,617,800.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	654,450.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,094,240.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,701,570.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,500,000.000	1,963,350.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,570,680.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	392,670.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,047,120.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,570,680.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	800,000.000	1,047,120.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	654,450.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,832,460.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,832,460.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	2,200,000.000	2,879,580.000
	8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,094,240.000

8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	392,670.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,832,460.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,600,000.000	2,094,240.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,300,000.000	1,701,570.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	392,670.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	130,890.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	300,000.000	392,670.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	600,000.000	785,340.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	130,890.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,200,000.000	1,570,680.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	700,000.000	916,230.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	500,000.000	654,450.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	400,000.000	523,560.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	130,890.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	100,000.000	130,890.000
8.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20170825	1,400,000.000	1,832,460.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	400,000.000	483,000.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,640,600.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,188,270.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	528,120.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,300,000.000	1,716,390.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,320,300.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	400,000.000	528,120.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	792,180.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,244,510.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,320,300.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,320,300.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,150.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	3,700,000.000	4,885,110.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	500,000.000	660,150.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	792,180.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,848,420.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,700,000.000	2,244,510.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,320,300.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,000,000.000	1,320,300.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,188,270.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	900,000.000	1,188,270.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,000,000.000	2,640,600.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,200,000.000	2,904,660.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,980,450.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	800,000.000	1,056,240.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,980,450.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,400,000.000	1,848,420.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,600,000.000	2,112,480.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,300,000.000	1,716,390.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	300,000.000	396,090.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,376,540.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	2,300,000.000	3,036,690.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,800,000.000	2,376,540.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,900,000.000	2,508,570.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,500,000.000	1,980,450.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	1,200,000.000	1,584,360.000
8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	600,000.000	792,180.000
4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20090307	300,000.000	291,630.000
4.25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	2,000,000.000	1,923,600.000

	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	500,000.000	480,900.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	865,620.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	961,800.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	900,000.000	865,620.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	961,800.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,250,340.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,000,000.000	961,800.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,400,000.000	1,346,520.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,600,000.000	1,538,880.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,300,000.000	1,250,340.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	300,000.000	288,540.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,800,000.000	1,731,240.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,800,000.000	1,731,240.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,900,000.000	1,827,420.000
	4. 25% UNITED KINGDOM GILT BOND 20110307	1,500,000.000	1,442,700.000
英ポンド	小計	英ポンド 97,800,000.000 (23,198,160,000)	英ポンド 121,384,080.000 (28,792,303,776)
デンマーク クローネ		デンマーク クローネ	デンマーク クローネ
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	2,400,000.000	3,221,040.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,500,000.000	2,013,150.000
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	1,900,000.000	2,549,990.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	4,100,000.000	4,441,530.000
	6% DANISH GOVERNMENT BOND 20111115	1,000,000.000	1,083,300.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,200,000.000	1,265,400.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,370,850.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,000,000.000	1,054,500.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	1,300,000.000	1,370,850.000
	5% DANISH GOVERNMENT BOND 20131115	25,000,000.000	26,362,500.000
デンマーク クローネ	小計	デンマーク クローネ 40,700,000.000 (861,619,000)	デンマーク クローネ 44,733,110.000 (946,999,939)
ノルウェー クローネ		ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,000,000.000	1,052,300.000
	6% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20110516	1,200,000.000	1,262,760.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,308,700.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	3,000,000.000	3,308,700.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,654,350.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,000,000.000	12,131,900.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	10,000,000.000	11,029,000.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	14,000,000.000	15,440,600.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	9,000,000.000	9,926,100.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	2,000,000.000	2,205,800.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	11,500,000.000	12,683,350.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,617,400.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	6,000,000.000	6,617,400.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,000,000.000	1,102,900.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,500,000.000	1,654,350.000
	6. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20130515	1,200,000.000	1,323,480.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	12,000,000.000	12,342,000.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,300,000.000	2,365,550.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	600,000.000	617,100.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,468,400.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	2,400,000.000	2,468,400.000
	5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20150515	3,000,000.000	3,085,500.000

ノルウェー クローネ	小計	ノルウェー クローネ 105,600,000.000 (2,054,976,000)	ノルウェー クローネ 114,666,040.000 (2,231,401,138)
スウェーデン クローナ		スウェーデン クローナ	スウェーデン クローナ
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,288,265.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,900,000.000	2,225,185.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,500,000.000	5,270,175.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,300,000.000	2,693,645.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,200,000.000	3,747,680.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,700,000.000	3,162,105.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,288,265.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	800,000.000	936,920.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,700,000.000	1,990,955.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,513,450.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,100,000.000	2,459,415.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,100,000.000	1,288,265.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,400,000.000	3,981,910.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,198,050.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	10,400,000.000	12,179,960.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,400,000.000	9,837,660.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,400,000.000	1,639,610.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,400,000.000	8,666,510.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,200,000.000	9,603,430.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,900,000.000	8,080,935.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,200,000.000	1,405,380.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	700,000.000	819,805.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,522,495.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,522,495.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,400,000.000	2,810,760.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,342,300.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,513,450.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,300,000.000	1,522,495.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	585,575.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,200,000.000	2,576,530.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	2,000,000.000	2,342,300.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	117,115.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	100,000.000	117,115.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	500,000.000	585,575.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,369,200.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,684,600.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,513,450.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	25,000,000.000	29,278,750.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	7,026,900.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,513,450.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,198,050.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	12,000,000.000	14,053,800.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	6,000,000.000	7,026,900.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,369,200.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	8,000,000.000	9,369,200.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,000,000.000	5,855,750.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	14,000,000.000	16,396,100.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13,000,000.000	15,224,950.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	4,000,000.000	4,684,600.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,756,725.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,756,725.000



	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,000,000.000	1,171,150.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	7,000,000.000	8,198,050.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	5,500,000.000	6,441,325.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	11,000,000.000	12,882,650.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	16,000,000.000	18,738,400.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	13,000,000.000	15,224,950.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	3,000,000.000	3,513,450.000
	6.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20140505	1,500,000.000	1,756,725.000
	5.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,000,000.000	3,229,020.000
	5.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	1,000,000.000	1,076,340.000
	5.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20121008	3,700,000.000	3,982,458.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,400,000.000	2,658,384.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,000,000.000	1,107,660.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	2,300,000.000	2,547,618.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	1,400,000.000	1,550,724.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	3,000,000.000	3,322,980.000
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	4,900,000.000	5,427,534.000
スウェーデン 小計 クローナ		スウェーデン クローナ 311,900,000.000 (5,386,513,000)	スウェーデン クローナ 363,599,298.000 (6,279,359,876)
ユーロ		ユーロ	ユーロ
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	200,000.000	275,612.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	900,000.000	1,240,254.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	600,000.000	826,836.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	800,000.000	1,102,448.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	3,100,000.000	4,271,986.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	400,000.000	551,224.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	964,642.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,653,672.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	800,000.000	1,102,448.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	200,000.000	275,612.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	964,642.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,500,000.000	2,067,090.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,500,000.000	3,445,150.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	500,000.000	689,030.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	964,642.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	500,000.000	689,030.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	300,000.000	413,418.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,653,672.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	700,000.000	964,642.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	100,000.000	137,806.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	100,000.000	137,806.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,100,000.000	1,515,866.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	4,000,000.000	5,512,240.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	800,000.000	1,102,448.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,653,672.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,500,000.000	2,067,090.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,000,000.000	2,756,120.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,300,000.000	3,169,538.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,500,000.000	2,067,090.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,500,000.000	2,067,090.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	900,000.000	1,240,254.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,500,000.000	3,445,150.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	3,200,000.000	4,409,792.000
	7.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,600,000.000	2,204,896.000

7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	600,000.000	826,836.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,200,000.000	3,031,732.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,300,000.000	3,169,538.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,700,000.000	3,720,762.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,000,000.000	2,756,120.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	400,000.000	551,224.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	2,800,000.000	3,858,568.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,400,000.000	1,929,284.000
7. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230115	1,200,000.000	1,653,672.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,300,000.000	5,429,610.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	252,540.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,156,750.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,100,000.000	2,651,670.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	505,080.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,010,160.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,040,640.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,156,750.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,100,000.000	3,914,370.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,777,940.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	631,350.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	757,620.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	883,890.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,200,000.000	1,515,240.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,010,160.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	883,890.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,020,320.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,904,210.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,900,000.000	3,661,830.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	4,400,000.000	5,555,880.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	100,000.000	126,270.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	757,620.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,000,000.000	3,788,100.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,040,640.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	300,000.000	378,810.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	631,350.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,136,430.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	200,000.000	252,540.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,000,000.000	1,262,700.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	700,000.000	883,890.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,010,160.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	500,000.000	631,350.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	6,000,000.000	7,576,200.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	800,000.000	1,010,160.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,894,050.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,525,400.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,800,000.000	2,272,860.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,500,000.000	1,894,050.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	900,000.000	1,136,430.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,500,000.000	3,156,750.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	3,200,000.000	4,040,640.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	1,600,000.000	2,020,320.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	600,000.000	757,620.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,200,000.000	2,777,940.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,300,000.000	2,904,210.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,700,000.000	3,409,290.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,000,000.000	2,525,400.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	400,000.000	505,080.000
8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	2,800,000.000	3,535,560.000

	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	5,000,000.000	6,313,500.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	6,500,000.000	8,207,550.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	6,800,000.000	8,586,360.000	
	8% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20150328	5,700,000.000	7,197,390.000	
	6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,266,460.000	
	5% FINNISH GOVERNMENT BOND 20090425	300,000.000	306,270.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,500,000.000	3,104,200.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,000,000.000	1,241,680.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	500,000.000	620,840.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,400,000.000	1,738,352.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	500,000.000	620,840.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	3,200,000.000	3,973,376.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,800,000.000	3,476,704.000	
	6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,000,000.000	2,483,360.000	
	6.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20130131	1,400,000.000	1,550,598.000	
	ユーロ 小計	ユーロ 181,600,000.000 (28,652,848,000)	ユーロ 235,349,844.000 (37,133,498,386)	
国債証券	合計	123,634,293,000 [123,634,293,000]	150,210,018,102 [150,210,018,102]	
合計		123,634,293,000 [123,634,293,000]	150,210,018,102 [150,210,018,102]	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 22 銘柄	—%	100.0%	25.6%
カナダドル	国債証券 7 銘柄	—%	100.0%	11.4%
豪ドル	国債証券 4 銘柄	—%	100.0%	12.8%
英ポンド	国債証券 5 銘柄	—%	100.0%	19.2%
デンマーククローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100.0%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券 3 銘柄	—%	100.0%	1.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 3 銘柄	—%	100.0%	4.2%
ユーロ	国債証券 6 銘柄	—%	100.0%	24.7%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「世界REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		1,581,385,276
コール・ローン		3,141,913,340
投資証券		158,804,120,085
派生商品評価勘定		217,089
未収入金		650,464,291
未収配当金		761,069,164
流動資産合計		164,939,169,245
資産合計		164,939,169,245
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		939,692
未払金		2,284,796,881
流動負債合計		2,285,736,573
負債合計		2,285,736,573
純資産の部		
元本等		
元本	※1	111,497,000,885
剰余金		
期末剰余金		51,156,431,787
剰余金合計		51,156,431,787
元本等合計		162,653,432,672
純資産合計		162,653,432,672
負債・純資産合計		164,939,169,245

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	58,526,240,508 円
同期中における追加設定元本額	56,691,479,689 円
同期中における一部解約元本額	3,720,719,312 円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・世界資産分散ファンド	100,146,555,074 円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	3,143,026,561 円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	1,926,100,959 円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	783,681,086 円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	520,947,936 円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,484,364,868 円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	530,689,495 円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	2,583,770,131 円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	377,864,775 円
計	111,497,000,885 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	111,497,000,885 口

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成 19 年 2 月 13 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
投資証券	158,804,120,085	15,640,600,497
合 計	158,804,120,085	15,640,600,497

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 18 年 9 月 12 日から平成 19 年 2 月 13 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引状況に関する事項

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## II 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

種 類	平成19年2月13日現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売 建	946,216,082	—	946,061,143	154,939
米ドル	841,614,551	—	841,476,310	138,241
豪ドル	39,887,904	—	39,879,409	8,495
ユーロ	64,713,627	—	64,705,424	8,203
買 建	3,381,096,082	—	3,380,218,540	△ 877,542
米ドル	2,539,481,531	—	2,539,441,674	△ 39,857
カナダドル	184,805,832	—	184,214,366	△ 591,466
シンガポールドル	11,865,039	—	11,861,738	△ 3,301
英ポンド	644,943,680	—	644,700,762	△ 242,918
合 計	4,327,312,164	—	4,326,279,683	△722,603

#### (注) 1. 時価の算出方法

- (1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
    - ・特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。



(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	平成 19 年 2 月 13 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.4588 円 (14,588 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル			米ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	100,000	11,491,000.000	
		BOSTON PROPERTIES INC	55,000	6,792,500.000	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	191,175	11,927,408.250	
		VORNADO REALTY TRUST	60,000	7,883,400.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	563,472	29,334,352.320	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	590,284	16,380,381.000	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	130,000	7,940,400.000	
		VENTAS INC	325,000	15,050,750.000	
		ARCHSTONE-SMITH TRUST	215,000	12,848,400.000	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	600,000	20,664,000.000	
		BRE PROPERTIES-CL A	75,000	5,160,750.000	
		CBL&ASSOCIATES PROPERTIES	350,000	16,681,000.000	
		MACK-CALI REALTY CORP	430,000	22,910,400.000	
		COLONIAL PROPERTIES TRUST	360,000	17,348,400.000	
		DEVELOPERS DIV REALTY	140,000	9,657,200.000	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	142,000	8,004,540.000	
		EQUITY ONE INC	295,000	8,186,250.000	
		GLIMCHER REALTY TRUST	225,093	6,419,652.360	
		HEALTH CARE PPTYS INVEST	325,000	12,980,500.000	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	160,000	7,097,600.000	
		HOME PROPERTIES INC	130,000	8,079,500.000	
		HOSPITALITY PROPERTIES	190,000	9,057,300.000	
		HRPT PROPERTIES TRUST	710,000	9,386,200.000	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	1,000,000	52,430,000.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COM	88,542	5,245,228.080	
		MISSION WEST PROPERTIES	235,000	3,160,750.000	
		PARKWAY PROPERTIES INC	120,000	6,638,400.000	
		TANGER FACTORY OUTLET CEN	140,000	5,899,600.000	
		SENIOR HOUSING PROP TRUST	225,000	5,856,750.000	
		UNITED DOMINION REALTY TR	85,300	2,837,078.000	
		EQUITY INNS INC 8.75% B	29,700	781,704.000	
		HEALTH CARE REIT 7.875% D	64,200	1,659,570.000	
		COLONIAL PROPS 8.125% D	48,900	1,257,219.000	
		CBL&ASSOC PROP 7.75% C	30,400	785,840.000	
		COUSINS PROPERTY 7.75% A	52,500	1,338,750.000	
		DEVELOP DIV RLTY 7.375% H	52,100	1,324,382.000	
		NEW PLAN EXCEL 7.625% E	34,800	894,360.000	
		MAGUIRE PROPS 7.625% A	48,000	1,219,200.000	
		SL GREEN REALTY 7.625% C	50,700	1,306,032.000	
PS BUSINESS PARK 7% H	103,100	2,601,213.000			
PS BUSINESS PARK 6.875% I	41,200	1,032,060.000			
DEVELOP DIV RLTY 8% G	52,400	1,352,968.000			
DEVELOP DIV RLTY 7.5% I	59,600	1,528,740.000			
LEXINGTON REALTY -B 8.05%	19,000	481,270.000			
SL GREEN REALTY 7.875% D	53,600	1,400,568.000			
APARTMENT INVEST 8% T	103,500	2,649,600.000			
APARTMENT INVEST 7.75% U	16,400	419,020.000			
BRANDYWINE RLTY 7.375% D	34,700	890,749.000			
BRANDYWINE RLTY 7.5% C	31,400	803,526.000			

DUKE REALTY CORP 6.625% J	24,900	623,496.000
EQUITY OFFICE 7.75% G	21,800	553,066.000
HEALTH CARE PPTY 7.1% F	106,100	2,705,550.000
HOSPITALITY PROP 8.875% B	50,633	1,308,863.050
HRPT PROPERTIES 8.75% B	60,000	1,524,600.000
PROLOGIS TRUST 6.75% F	6,300	160,083.000
REGENCY CENTERS 7.45% C	15,000	387,600.000
SAUL CENTERS INC 8% A	51,800	1,348,354.000
ALEXANDRIA RE EQ 8.375% C	8,100	225,180.000
INLAND REAL ESTATE CORP	800,000	16,584,000.000
STRATEGIC HOTELS&RESORTS	775,000	16,608,250.000
HEALTH CARE REIT 7.625% F	56,900	1,462,899.000
CORP OFFICE PROPS 8% G	32,200	829,794.000
CORP OFFICE PROPS 7.5% H	44,200	1,121,796.000
APARTMENT INVEST 8% V	22,500	579,375.000
PS BUSINESS PARK 7.6% L	38,200	983,650.000
ASHFORD HOSPITAL 8.55% A	27,300	713,895.000
U-STORE-IT TRUST	270,000	6,010,200.000
KILROY REALTY CORP 7.5% F	43,975	1,109,929.000
TAUBMAN CENTERS 8% G	7,000	188,930.000
CEDAR SHOPPING CENTERS	600,000	9,960,000.000
TANGER FACTORY 7.50% C	53,900	1,383,074.000
EXTRA SPACE STORAGE INC	296,000	5,748,320.000
KITE REALTY GROUP TRUST	335,000	6,860,800.000
CBL&ASSOC PROP 7.375% D	51,290	1,305,330.500
COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,547,724.000
VORNADO RLTY TST 6.625% G	32,710	813,824.800
APARTMENT INVEST 7.875% Y	57,800	1,495,286.000
ENTERTAINMENT PROP7.75% B	27,300	689,598.000
DIGITAL REALTY 8.5% A	37,200	972,036.000
SUNSTONE HOTEL 8% A	59,000	1,521,610.000
COLONIAL PROPS 7.62% E	16,200	416,178.000
HOST MARRIOTT 8.875% E	17,600	473,616.000
TAUBMAN CENTERS 7.625% H	9,000	233,100.000
SPIRIT FINANCE CORP	1,325,000	17,278,000.000
DIGITAL REALTY 7.875% B	31,000	802,900.000
PS BUSINESS PARKS 7.2% M	111,100	2,821,940.000
REGENCY CENTERS 7.25% D	81,600	2,105,280.000
REGENCY CENTERS 6.7% E	13,000	326,040.000
VORNADO REALTY TST 6.75%F	13,500	339,660.000
VORNADO REALTY TST 6.75%H	59,300	1,488,430.000
HIGHLAND HOSPITA 7.875% A	52,400	1,317,860.000
LASALLE HOTEL 7.5000% D	36,300	929,280.000
LASALLE HOTEL 8% E	35,300	910,740.000
EQUITY INNS INC 8% C	25,700	664,345.000
PUBLIC STORAGE 7.0% G	23,200	596,240.000
HRPT PROPERTIES 7.125% C	79,900	2,071,008.000
PUBLIC STORAGE 6.95% H	4,600	117,760.000
STRATEGIC HOTEL 8.25% C	55,000	1,438,250.000
PUBLIC STORAGE INC I	112,200	2,926,176.000
PS BUSINESS PARK 7.375% O	51,700	1,349,370.000
DUKE REALTY CORP 7.25% N	39,000	1,029,600.000
CORP OFFICE PROPS J	18,100	469,514.000
PUBLIC STORAGE INC -K	124,600	3,239,600.000
PUBLIC STORAGE INC E	15,400	387,618.000
NAT'L RETAIL PROP CL C	86,300	2,215,321.000
PUBLIC STORAGE INC L	379,200	9,571,008.000
LASALLE HOTEL G	137,000	3,452,400.000

	REALTY INCOME PFD E	190,000	4,750,000.000
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	506,724	5,933,738.040
	PUBLIC STORAGE INC M	84,000	2,065,560.000
	PS BUSINESS PARK P	85,000	2,086,750.000
	BIOMED REALTY 7.375 A	225,000	5,638,500.000
	WEINGARTEN RLTY F	152,000	3,766,560.000
	FIRST IND REALTY 7.25% J	52,200	1,346,238.000
	STRATEGIC HOTEL 8.25% B	38,900	1,003,620.000
	DUKE REALTY CORP 6.95% M	79,400	2,063,606.000
米ドル	小計	17,621,198	米ドル 562,029,380.400 (68,432,697,358)
カナダドル	CAN REAL ESTATE INVEST TR	250,000	カナダドル 7,955,000.000
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-	150,000	3,885,000.000
	DUNDEE REAL ESTATE INVEST	480,000	19,963,200.000
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	500,000	22,225,000.000
	PRIMARIS RETAIL REAL ESTA	1,325,000	26,102,500.000
カナダドル	小計	2,705,000	カナダドル 80,130,700.000 (8,292,726,143)
豪ドル	TISHMAN SPEYER OFFICE FUN	13,812,768	豪ドル 40,885,793.280
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	8,000,000	11,120,000.000
	DB RREEF TRUST	10,956,017	19,775,610.680
	GPT GROUP	5,300,000	28,408,000.000
	ING INDUSTRIAL FUND	16,049,924	39,643,312.280
	ING OFFICE FUND	18,755,800	30,290,617.000
	INVESTA PROPERTY GROUP	4,500,000	10,845,000.000
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRU	14,200,000	31,382,000.000
	MACQUARIE DDR TRUST	28,850,000	38,803,250.000
	STOCKLAND	1,000,000	8,660,000.000
	WESTFIELD GROUP	3,500,000	80,780,000.000
	RUBICON EUROPE TRUST GROU	7,900,000	8,887,500.000
豪ドル	小計	132,824,509	豪ドル 349,481,083.240 (32,819,768,526)
香港ドル	LINK REIT	8,300,840	香港ドル 156,553,842.400
	CHAMPION REIT	29,000,826	124,703,551.800
	FORTUNE REAL ESTATE INVES	17,405,000	100,949,000.000
香港ドル	小計	54,706,666	香港ドル 382,206,394.200 (5,954,775,622)
シンガポールドドル	CAPITACOMMERCIAL TRUST	5,250,000	シンガポールドドル 15,592,500.000
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	8,300,400	21,498,036.000
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	11,800,000	15,104,000.000
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	889,000	1,689,100.000
シンガポールドドル	小計	26,239,400	シンガポールドドル 53,883,636.000 (4,263,812,117)
ニュージーランドドル	ING PROPERTY TRUST	4,200,000	ニュージーランドドル 5,586,000.000
	KIWI INCOME PROPERTY TRU	4,500,000	7,110,000.000
	AMP NZ OFFICE TRUST	3,600,000	5,076,000.000

ニュージーランドドル	小計	12,300,000	ニュージーランドドル 17,772,000.000 (1,478,808,120)
英ポンド	LAND SECURITIES PLC	1,025,000	英ポンド 23,062,500.000
	SLOUGH ESTATES PLC	2,600,000	20,358,000.000
	BRITISH LAND CO PLC	975,000	16,370,250.000
	LIBERTY INTERNATIONAL PLC	725,000	9,613,500.000
	BRIXTON PLC	1,900,000	9,899,000.000
英ポンド	小計	7,225,000	英ポンド 79,303,250.000 (18,810,730,900)
ユーロ	WERELDHAVE NV	90,000	ユーロ 9,549,000.000
	RODAMCO EUROPE NV	212,000	22,662,800.000
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIA	352,488	10,927,128.000
	VASTNED RETAIL NV	100,000	7,555,000.000
	UNIBAIL	135,000	29,794,500.000
	FONCIERE DES REGIONS	140,000	22,652,000.000
	SILIC	45,000	6,102,000.000
	MERCIALYS	85,825	2,694,905.000
	BEFIMMO S. C. A	35,100	3,194,100.000
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	70,000	3,710,000.000
ユーロ	小計	1,265,413	ユーロ 118,841,433.000 (18,750,801,299)
投資証券	合計		158,804,120,085 [158,804,120,085]
合計			158,804,120,085 [158,804,120,085]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 116 銘柄	—%	100%	43.1%
カナダドル	投資証券 5 銘柄	—%	100%	5.2%
豪ドル	投資証券 12 銘柄	—%	100%	20.7%
香港ドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	3.7%
シンガポール ドル	投資証券 4 銘柄	—%	100%	2.7%
ニュージー ランドドル	投資証券 3 銘柄	—%	100%	0.9%
英ポンド	投資証券 5 銘柄	—%	100%	11.9%
ユーロ	投資証券 10 銘柄	—%	100%	11.8%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表 (デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

## りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・埼玉応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表  
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		352,493,594
親投資信託受益証券		8,466,976,415
流動資産合計		8,819,470,009
資産合計		8,819,470,009
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		102,408,108
未払受託者報酬		338,689
未払委託者報酬		8,128,706
その他未払費用		182,780
流動負債合計		111,058,283
負債合計		111,058,283
純資産の部		
元本等		
元本	※1	8,614,522,613
剰余金		
期末剰余金		93,889,113
(うち分配準備積立金)		(4,899,145)
剰余金合計		93,889,113
元本等合計		8,708,411,726
純資産合計		8,708,411,726
負債・純資産合計		8,819,470,009



## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		174,919
有価証券売買等損益		506,976,415
営業収益合計		507,151,334
営業費用		
受託者報酬		1,218,915
委託者報酬	※1	29,254,928
その他費用		182,780
営業費用合計		30,656,623
営業利益金額		476,494,711
経常利益金額		476,494,711
当期純利益金額		476,494,711
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		265,553
剰余金増加額		89,199,437
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(89,199,437)
剰余金減少額		308,446
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(308,446)
分配金	※2	471,231,036
期末剰余金		93,889,113

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	4,114,198,196 円
期中追加設定元本額	4,528,336,286 円
期中一部解約元本額	28,011,869 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	8,614,522,613 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	3,584,238 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (12,801,621 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (41,546,035 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (7,854,620 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 62,202,276 円 (1 万口当たり 131.51 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,180,182 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (7,592,312 円) 及び分配準備積立金 (54,347,656 円) より分配対象額は 68,120,150 円 (1 万口当たり 128.96 円) であります。分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,713,214円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(151,155,785円)、投資信託約款に規定される収益調整金(27,649,724円)及び分配準備積立金(60,522,573円)より分配対象額は250,041,296円(1万口当たり439.96円)であり、うち192,145,156円(1万口当たり338.09円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(26,108,327円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(141,477,707円)、投資信託約款に規定される収益調整金(51,426,528円)及び分配準備積立金(30,196,578円)より分配対象額は249,209,140円(1万口当たり366.39円)であり、うち176,677,772円(1万口当たり259.76円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,456,288円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(68,794,960円)、投資信託約款に規定される収益調整金(88,989,968円)及び分配準備積立金(21,056,005円)より分配対象額は196,297,221円(1万口当たり227.87円)であり、うち102,408,108円(1万口当たり118.88円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,466,976,415	94,866,766
合 計	8,466,976,415	94,866,766

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0109 円 (10,109 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	埼玉応援マザーファンド	2,766,706,533	2,845,004,327	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	2,537,606,940	2,812,176,010	
	世界REITマザーファンド	1,926,100,959	2,809,796,078	
合計		7,230,414,432	8,466,976,415	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「埼玉応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「埼玉応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 19 年 2 月 13 日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		257,620,390
株式		2,707,697,200
未収配当金		1,362,240
流動資産合計		2,966,679,830
資産合計		2,966,679,830
負債の部		
流動負債		
未払金		121,605,347
流動負債合計		121,605,347
負債合計		121,605,347
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,766,706,533
剰余金		
期末剰余金		78,367,950
剰余金合計		78,367,950
元本等合計		2,845,074,483
純資産合計		2,845,074,483
負債・純資産合計		2,966,679,830

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,360,000,000 円
同期中における追加設定元本額	1,406,706,533 円
同期中における一部解約元本額	－円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	2,766,706,533 円
計	2,766,706,533 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	2,766,706,533 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	2,707,697,200	33,560,704
合 計	2,707,697,200	33,560,704

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 526,132円	委託手数料の未受渡金額 未払金 13,447円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 32,892円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。



(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0283円 (10,283円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
三光ソフラン	28,000	371	10,388,000	
三国コカ・コーラ	28,800	1,202	34,617,600	
ウエルシア関東	3,200	3,610	11,552,000	
バナーズ	11,700	150	1,755,000	
サイボー	4,300	865	3,719,500	
大正製薬	35,000	2,175	76,125,000	
東洋インキ	33,000	504	16,632,000	
ビー・エム・エル	2,400	2,450	5,880,000	
大成ラミック	3,400	3,080	10,472,000	
フコク	9,500	1,377	13,081,500	
三井金属	62,000	641	39,742,000	
三菱マテリアル	135,000	503	67,905,000	
古河スカイ	24,000	619	14,856,000	
エイチワン	11,800	2,175	25,665,000	
ファインシンター	9,000	525	4,725,000	
ボッシュ	48,000	573	27,504,000	
日特エンジニアリング	8,800	767	6,749,600	
SMC	7,800	15,950	124,410,000	
アイチコーポレーション	42,800	1,152	49,305,600	
椿本チエイン	21,000	752	15,792,000	
日本ピストンリング	45,000	288	12,960,000	
東芝	177,000	744	131,688,000	
安川電機	25,000	1,355	33,875,000	
オプトエレクトロニクス	2,000	2,300	4,600,000	
沖電気	74,000	264	19,536,000	
サンケン電気	68,000	1,161	78,948,000	
ワコム	224	346,000	77,504,000	
日本電波工業	2,200	5,410	11,902,000	
クラリオン	152,000	185	28,120,000	
アドバンテスト	22,800	5,520	125,856,000	
芝浦電子	3,800	2,250	8,550,000	
エンプラス	11,300	2,030	22,939,000	
日産ディーゼル	165,000	443	73,095,000	
エフテック	6,700	3,140	21,038,000	
曙ブレーキ	60,000	1,041	62,460,000	
カルソニックカンセイ	29,000	661	19,169,000	
本田技研	27,600	4,890	134,964,000	
ショーワ	40,900	1,965	80,368,500	
八千代工業	11,200	3,000	33,600,000	
カップクリエイト	9,100	1,660	15,106,000	

安楽亭	8,000	790	6,320,000	
サイゼリヤ	28,100	1,588	44,622,800	
ハイデイ日高	6,100	1,154	7,039,400	
シグマ光機	3,700	1,795	6,641,500	
キヤノン電子	22,300	4,020	89,646,000	
タムロン	13,700	2,390	32,743,000	
エー・アンド・デイ	12,000	2,445	29,340,000	
ジェコー	7,000	589	4,123,000	
リズム時計	77,000	181	13,937,000	
中央化学	6,000	930	5,580,000	
ツツミ	10,800	3,140	33,912,000	
リンテック	8,200	2,250	18,450,000	
島忠	27,700	3,450	95,565,000	
しまむら	10,400	12,430	129,272,000	
伊勢丹	24,200	2,095	50,699,000	
ユニー	20,000	1,569	31,380,000	
ヤオコー	10,800	3,030	32,724,000	
りそなホールディングス	392	334,000	130,928,000	
武蔵野銀行	18,500	5,780	106,930,000	
オリコ	93,000	244	22,692,000	
東武鉄道	92,000	595	54,740,000	
日本梱包運輸	8,000	1,548	12,384,000	
ナガロ	6,900	1,530	10,557,000	
メデカ ジャパン	23,000	373	8,579,000	
栄光	7,300	510	3,723,000	
マミーマート	4,800	1,218	5,846,400	
ヤマダ電機	10,190	9,580	97,620,200	
ベルク	9,700	1,171	11,358,700	
マルヤ	6,100	493	3,007,300	
ベルーナ	30,450	1,648	50,181,600	
合計	2,068,656		2,707,697,200	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁



指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・多摩応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・多摩応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		107,032,779
親投資信託受益証券		3,289,473,554
流動資産合計		3,396,506,333
資産合計		3,396,506,333
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		81,235,204
未払解約金		10,721,854
未払受託者報酬		140,072
未払委託者報酬		3,361,874
その他未払費用		103,243
流動負債合計		95,562,247
負債合計		95,562,247
純資産の部		
元本等		
元本	※1	3,265,510,430
剰余金		
期末剰余金		35,433,656
(うち分配準備積立金)		(31,198,060)
剰余金合計		35,433,656
元本等合計		3,300,944,086
純資産合計		3,300,944,086
負債・純資産合計		3,396,506,333

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		108,720
有価証券売買等損益		306,473,554
営業収益合計		306,582,274
営業費用		
受託者報酬		688,644
委託者報酬	※1	16,528,189
その他費用		103,243
営業費用合計		17,320,076
営業利益金額		289,262,198
経常利益金額		289,262,198
当期純利益金額		289,262,198
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		4,880,074
剰余金増加額		4,485,554
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(4,485,554)
剰余金減少額		2,786,486
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(2,786,486)
分配金	※2	250,647,536
期末剰余金		35,433,656



### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づ いて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	3,319,368,889 円
期中追加設定元本額	289,859,324 円
期中一部解約元本額	343,717,783 円
2. 特定期間末日における受益権 の総数	3,265,510,430 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	2,032,790 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,379,318 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (14,441,868 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (954,393 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 24,775,579 円 (1 万口当たり 72.61 円) でありませんが、分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,199,943 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (841,948 円) 及び分配準備積立金 (23,821,186 円) より分配対象額は 28,863,077 円 (1 万口当たり 82.36 円) でありませんが、分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,953,866円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(85,931,421円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,200,171円)及び分配準備積立金(27,284,317円)より分配対象額は122,369,775円(1万口当たり357.64円)であり、うち84,775,470円(1万口当たり247.76円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,428,578円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(71,557,442円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,502,944円)及び分配準備積立金(33,452,678円)より分配対象額は119,941,642円(1万口当たり368.09円)であり、うち84,636,862円(1万口当たり259.74円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,556,364円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(72,701,150円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,235,596円)及び分配準備積立金(32,175,750円)より分配対象額は116,668,860円(1万口当たり357.28円)であり、うち81,235,204円(1万口当たり248.77円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,289,473,554	84,729,368
合 計	3,289,473,554	84,729,368

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0109 円 (10,109 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	多摩応援マザーファンド	1,032,171,606	1,070,774,824	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	970,460,894	1,075,464,762	
	世界REITマザーファンド	783,681,086	1,143,233,968	
合計		2,786,313,586	3,289,473,554	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「多摩応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「多摩応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		45,917,080
株式		1,027,893,900
未収入金		11,840,084
未収配当金		690,750
流動資産合計		1,086,341,814
資産合計		1,086,341,814
負債の部		
流動負債		
未払金		15,552,592
流動負債合計		15,552,592
負債合計		15,552,592
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,032,171,606
剰余金		
期末剰余金		38,617,616
剰余金合計		38,617,616
元本等合計		1,070,789,222
純資産合計		1,070,789,222
負債・純資産合計		1,086,341,814

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,085,000,000 円
同期中における追加設定元本額	88,645,158 円
同期中における一部解約元本額	141,473,552 円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	1,032,171,606 円
計	1,032,171,606 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,032,171,606 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	1,027,893,900	19,588,225
合 計	1,027,893,900	19,588,225

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 651,160円	委託手数料の未受渡金額 未払金 57,508円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 199,434円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0374円 (10,374円)



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
総合臨床薬理研	50	101,000	5,050,000	
ゲンダイエージェンシー	55	180,000	9,900,000	
わらべや日洋	6,800	1,681	11,430,800	
NBC	4,000	2,065	8,260,000	
日本ファルコム	50	49,800	2,490,000	
プロダクション・アイジー	19	127,000	2,413,000	
光ビジネスフオーム	3,000	986	2,958,000	
第一化成	3,000	502	1,506,000	
細谷火工	2,000	510	1,020,000	
シダックス	155	114,000	17,670,000	
日本マイクロコーディング	5,000	806	4,030,000	
日本ファイルコン	11,000	1,183	13,013,000	
菊池プレス工業	3,000	3,120	9,360,000	
新立川航空機	3,800	2,395	9,101,000	
エーワン精密	7	525,000	3,675,000	
新川	9,000	2,590	23,310,000	
エス・イー・エス	10,400	774	8,049,600	
ワイエイシイ	5,000	1,952	9,760,000	
共立	28,000	369	10,332,000	
テセック	2,600	1,795	4,667,000	
JUKI	50,000	775	38,750,000	
春日電機	9,000	141	1,269,000	
アーム電子	2,000	670	1,340,000	
レイテックス	2,000	1,152	2,304,000	
カシオマイクロニクス	7,500	950	7,125,000	
ケンウツド	165,000	194	32,010,000	
ミツミ電機	15,000	3,400	51,000,000	
天昇電気	8,000	265	2,120,000	
フオスター電機	11,800	1,339	15,800,200	
リオン	4,500	822	3,699,000	
横河電機	26,000	1,841	47,866,000	
共和電業	11,000	398	4,378,000	
日本マイクロニクス	7,800	4,150	32,370,000	
アバールデータ	3,600	1,644	5,918,400	
ケル	3,000	991	2,973,000	
富士通フロンテック	10,000	1,006	10,060,000	
日本電子	36,000	751	27,036,000	
日野自動車	73,000	680	49,640,000	
タチエス	12,500	1,033	12,912,500	
TBK	13,000	532	6,916,000	

ジャムコ	12,000	1,103	13,236,000	
セイジョー	5,000	2,785	13,925,000	
アムスク	2,300	701	1,612,300	
エコス	4,300	845	3,633,500	
魚力	6,500	1,425	9,262,500	
うかい	2,000	2,230	4,460,000	
アロカ	13,000	1,259	16,367,000	
国際計測器	7,500	2,265	16,987,500	
東京精密	10,200	4,530	46,206,000	
シチズン時計	50,000	1,014	50,700,000	
アルメディオ	2,500	779	1,947,500	
いなげや	23,000	915	21,045,000	
OLYMPIC	11,000	833	9,163,000	
立飛企業	6,200	4,670	28,954,000	
東栄住宅	12,800	1,889	24,179,200	
飯田産業	13,000	2,205	28,665,000	
新日本建物	9,000	812	7,308,000	
アーネストワン	27,000	1,586	42,822,000	
タクトホーム	107	101,000	10,807,000	
ロジコム	7	202,000	1,414,000	
京王電鉄	59,000	831	49,029,000	
名糖運輸	5,000	949	4,745,000	
キューソー流通システム	5,700	1,602	9,131,400	
よみうりランド	45,000	688	30,960,000	
KSK	3,000	822	2,466,000	
東映ラボ・テック	4,000	560	2,240,000	
学 究 社	3,000	421	1,263,000	
ケーユー	10,500	845	8,872,500	
ユニダックス	8,000	675	5,400,000	
サンドラッグ	18,000	2,645	47,610,000	
合計	946,250		1,027,893,900	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年3月30日


大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成18年9月27日から平成19年2月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・神奈川応援・資産分散ファンドの平成19年2月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		96,643,163
親投資信託受益証券		2,222,413,668
流動資産合計		2,319,056,831
資産合計		2,319,056,831
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		49,112,699
未払解約金		823,709
未払受託者報酬		95,349
未払委託者報酬		2,288,558
その他未払費用		69,711
流動負債合計		52,390,026
負債合計		52,390,026
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,243,421,719
剰余金		
期末剰余金		23,245,086
(うち分配準備積立金)		(18,197,089)
剰余金合計		23,245,086
元本等合計		2,266,666,805
純資産合計		2,266,666,805
負債・純資産合計		2,319,056,831

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		85,777
有価証券売買等損益		191,413,668
営業収益合計		191,499,445
営業費用		
受託者報酬		465,201
委託者報酬	※1	11,165,498
その他費用		69,711
営業費用合計		11,700,410
営業利益金額		179,799,035
経常利益金額		179,799,035
当期純利益金額		179,799,035
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		3,673,888
剰余金増加額		5,387,298
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(5,387,298)
剰余金減少額		1,749,727
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,749,727)
分配金	※2	156,517,632
期末剰余金		23,245,086

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	2,156,421,034 円
期中追加設定元本額	324,628,721 円
期中一部解約元本額	237,628,036 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,243,421,719 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,356,887 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,250,222 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (22,439,846 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,284,649 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 29,974,717 円 (1 万口当たり 132.15 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,698,692 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,380,137 円) 及び分配準備積立金 (28,690,068 円) より分配対象額は 32,768,897 円 (1 万口当たり 138.95 円) であります。分配を行っておりません。</p>



(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,401,752円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(49,951,297円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,800,977円)及び分配準備積立金(29,671,246円)より分配対象額は86,825,272円(1万口当たり388.41円)であり、うち62,098,971円(1万口当たり277.80円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,404,014円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(34,668,805円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,761,287円)及び分配準備積立金(21,660,689円)より分配対象額は68,494,795円(1万口当たり302.07円)であり、うち45,305,962円(1万口当たり199.80円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,847,408円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(43,698,387円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,047,997円)及び分配準備積立金(18,763,993円)より分配対象額は72,357,785円(1万口当たり322.53円)であり、うち49,112,699円(1万口当たり218.92円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,222,413,668	51,675,322
合 計	2,222,413,668	51,675,322

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0104 円 (10,104 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	神奈川応援マザーファンド	733,667,898	750,102,058	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	642,801,626	712,352,761	
	世界REITマザーファンド	520,947,936	759,958,849	
合計		1,897,417,460	2,222,413,668	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「神奈川応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「神奈川応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		19,885,409
株式		730,094,200
未収配当金		117,900
流動資産合計		750,097,509
資産合計		750,097,509
負債の部		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本	※1	733,667,898
剰余金		
期末剰余金		16,429,611
剰余金合計		16,429,611
元本等合計		750,097,509
純資産合計		750,097,509
負債・純資産合計		750,097,509

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	710,000,000 円
同期中における追加設定元本額	69,605,590 円
同期中における一部解約元本額	45,937,692 円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	733,667,898 円
計	733,667,898 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	733,667,898 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	730,094,200	17,835,766
合 計	730,094,200	17,835,766

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 169,513円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 85,463円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0224円 (10,224円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	4,600	1,429	6,573,400	
スルガコーポレーション	1,100	8,930	9,823,000	
日揮	17,000	2,105	35,785,000	
東芝プラントシステム	9,000	827	7,443,000	
日本農産工業	12,000	319	3,828,000	
コココーラセントラルジャパン	9	966,000	8,694,000	
クリエイトエス・ディー	2,100	2,330	4,893,000	
横浜冷凍	5,000	899	4,495,000	
ブックオフコーポレーション	1,700	2,335	3,969,500	
アルファCO	1,000	2,640	2,640,000	
アツギ	18,000	188	3,384,000	
保土谷化学	8,000	384	3,072,000	
東京応化工業	4,100	2,910	11,931,000	
富士フィルムHLDGS	7,400	5,290	39,146,000	
ファンケル	6,200	1,884	11,680,800	
オハラ	1,200	5,340	6,408,000	
日本冶金工	9,000	1,052	9,468,000	
東邦チタニウム	5,500	5,550	30,525,000	
ユニプレス	3,700	942	3,485,400	
パイオラックス	1,100	2,455	2,700,500	
日本発条	23,000	1,215	27,945,000	
アマダ	29,000	1,324	38,396,000	
アイダエンジニア	7,000	826	5,782,000	
ソディック	4,600	907	4,172,200	
千代田化工建	15,000	2,570	38,550,000	
新興プランテック	5,000	1,205	6,025,000	
アマノ	7,400	1,558	11,529,200	
日鍛バルブ	2,100	1,233	2,589,300	
富士電機HLDGS	54,000	561	30,294,000	
芝浦メカトロニクス	5,000	575	2,875,000	
富士通	36,000	821	29,556,000	
NECエレクトロニクス	9,400	3,200	30,080,000	
アルバック	3,900	3,770	14,703,000	
ディーアンドエムHLDGS	6,000	480	2,880,000	
アンリツ	10,000	661	6,610,000	
帝国通信工業	5,000	588	2,940,000	
メイコー	1,000	5,660	5,660,000	
OBARA	1,200	4,280	5,136,000	
イリソ電子工業	900	3,960	3,564,000	
レーザーテック	1,100	2,805	3,085,500	



図 研	2,500	1,135	2,837,500	
日本インター	2,900	618	1,792,200	
日産自動車	24,700	1,369	33,814,300	
日産車体	15,000	617	9,255,000	
関東自動車	5,700	1,561	8,897,700	
シロキ工業	8,000	348	2,784,000	
プレス工業	10,000	607	6,070,000	
ヨロズ	1,800	1,494	2,689,200	
コナカ	2,300	1,451	3,337,300	
コロワイド	5,500	614	3,377,000	
マクニカ	1,700	3,730	6,341,000	
日本トイザラス	3,000	1,127	3,381,000	
プイ・テクノロジー	6	543,000	3,258,000	
日本電産トーソク	1,900	1,276	2,424,400	
ニフコ	4,900	3,050	14,945,000	
岡村製作所	11,000	1,196	13,156,000	
ナイス	11,000	441	4,851,000	
AOKIホールディングス	4,300	1,949	8,380,700	
横浜銀行	39,000	968	37,752,000	
ランド	15	252,000	3,780,000	
相模鉄道	39,000	405	15,795,000	
アルプス物流	1,900	2,055	3,904,500	
日新	10,000	468	4,680,000	
丸全昭和運輸	9,000	429	3,861,000	
神奈川交通	6,000	594	3,564,000	
NECモバイリング	1,400	2,205	3,087,000	
光栄	6,200	1,965	12,183,000	
シーイーシー	1,600	1,476	2,361,600	
日立ソフトウェア	5,700	2,420	13,794,000	
富士ソフト	3,400	3,360	11,424,000	
合計	583,730		730,094,200	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人


指定社員  
業務執行社員

公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・中部応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表  
りそな・中部応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		303,990,398
親投資信託受益証券		6,294,627,870
流動資産合計		6,598,618,268
資産合計		6,598,618,268
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		214,083,034
未払受託者報酬		247,974
未払委託者報酬		5,951,580
その他未払費用		116,770
流動負債合計		220,399,358
負債合計		220,399,358
純資産の部		
元本等		
元本	※1	6,313,614,229
剰余金		
期末剰余金		64,604,681
剰余金合計		64,604,681
元本等合計		6,378,218,910
純資産合計		6,378,218,910
負債・純資産合計		6,598,618,268

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		94,414
有価証券売買等損益		454,627,870
営業収益合計		454,722,284
営業費用		
受託者報酬		778,914
委託者報酬	※1	18,694,784
その他費用		116,770
営業費用合計		19,590,468
営業利益金額		435,131,816
経常利益金額		435,131,816
当期純利益金額		435,131,816
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		21,386
剰余金増加額		99,899,327
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(99,899,327)
剰余金減少額		19,379
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(19,379)
分配金	※2	470,385,697
期末剰余金		64,604,681

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	2,276,149,882 円
期中追加設定元本額	4,039,107,666 円
期中一部解約元本額	1,643,319 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,313,614,229 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	2,324,548 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (6,935,082 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (50,028,549 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,573,445 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 60,537,076 円 (1 万口当たり 246.16 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (3,596,127 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (14,484,593 円) 及び分配準備積立金 (56,963,631 円) より分配対象額は 75,044,351 円 (1 万口当たり 246.05 円) であります。分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,309,930円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(75,043,745円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,126,381円)及び分配準備積立金(60,557,897円)より分配対象額は171,037,953円(1万口当たり520.16円)であり、うち137,505,091円(1万口当たり418.18円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,824,803円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(82,944,541円)、投資信託約款に規定される収益調整金(64,303,989円)及び分配準備積立金(4,405,330円)より分配対象額は169,478,663円(1万口当たり342.10円)であり、うち118,797,572円(1万口当たり239.80円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,666,714円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(178,761,196円)、投資信託約款に規定される収益調整金(86,259,805円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は278,687,715円(1万口当たり441.41円)であり、うち214,083,034円(1万口当たり339.08円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,294,627,870	198,649,301
合 計	6,294,627,870	198,649,301



(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0102 円 (10,102 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	中部応援マザーファンド	1,855,615,182	2,073,835,527	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	1,854,720,154	2,055,400,874	
	世界REITマザーファンド	1,484,364,868	2,165,391,469	
合計		5,194,700,204	6,294,627,870	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「中部応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「中部応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		74,845,850
株式		1,998,680,300
未収配当金		302,760
流動資産合計		2,073,828,910
資産合計		2,073,828,910
負債の部		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,855,615,182
剰余金		
期末剰余金		218,213,728
剰余金合計		218,213,728
元本等合計		2,073,828,910
純資産合計		2,073,828,910
負債・純資産合計		2,073,828,910

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	750,000,000 円
同期中における追加設定元本額	1,105,615,182 円
同期中における一部解約元本額	－円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・中部応援・資産分散ファンド	1,855,615,182 円
計	1,855,615,182 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,855,615,182 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	1,998,680,300	143,417,413
合 計	1,998,680,300	143,417,413

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 741,860円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 1,054,234円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1176円 (11,176円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ゲオ	37	248,000	9,176,000	
エディオン	6,700	1,732	11,604,400	
カゴメ	5,700	1,763	10,049,100	
アルペン	2,600	2,595	6,747,000	
松坂屋ホールディングス	11,000	941	10,351,000	
トヨタ紡織	11,900	2,890	34,391,000	
サークルKサンクス	5,500	2,220	12,210,000	
北越製紙	14,000	670	9,380,000	
イビデン	9,500	5,880	55,860,000	
キッセイ薬品工業	4,000	2,035	8,140,000	
リゾートトラスト	2,700	3,280	8,856,000	
ユー・エス・エス	2,070	7,540	15,607,800	
東海ゴム	6,600	2,240	14,784,000	
日本碍子	23,000	2,180	50,140,000	
日本特殊陶業	15,000	2,280	34,200,000	
大同特殊鋼	28,000	783	21,924,000	
愛知製鋼	13,000	743	9,659,000	
リンナイ	3,500	3,000	10,500,000	
オークマ	11,000	1,292	14,212,000	
東芝機械	11,000	1,075	11,825,000	
富士機械製造	3,100	2,345	7,269,500	
オーエスジー	6,300	2,020	12,726,000	
森精機製作所	6,100	2,645	16,134,500	
豊田自動織機	17,100	5,990	102,429,000	
ブラザー工業	18,000	1,632	29,376,000	
ミネベア	25,000	772	19,300,000	
マキタ	9,200	4,380	40,296,000	
セイコーエプソン	12,400	3,110	38,564,000	
デンソー	20,000	4,730	94,600,000	
ファナック	8,700	10,810	94,047,000	
浜松ホトニクス	4,900	3,520	17,248,000	
新光電気工業	8,600	2,645	22,747,000	
東海理化電機	6,000	2,965	17,790,000	
トヨタ自動車	12,200	8,160	99,552,000	
トヨタ車体	7,200	2,265	16,308,000	
日信工業	4,200	3,060	12,852,000	
フタバ産業	4,500	2,805	12,622,500	
アイシン精機	18,700	4,260	79,662,000	
スズキ	28,300	3,470	98,201,000	
ヤマハ発動機	18,100	3,540	64,074,000	

豊田合成	8,300	2,660	22,078,000	
日本精機	4,000	2,905	11,620,000	
エフ・シー・シー	3,400	2,890	9,826,000	
スギ薬局	3,800	2,280	8,664,000	
スター精密	3,500	2,620	9,170,000	
日本電産サンキョー	12,000	841	10,092,000	
ヤマハ	13,100	2,585	33,863,500	
豊田通商	22,400	3,340	74,816,000	
サンゲツ	2,700	2,910	7,857,000	
コメリ	3,500	3,660	12,810,000	
ユニー	12,000	1,569	18,828,000	
第四銀行	24,000	497	11,928,000	
静岡銀行	46,000	1,283	59,018,000	
十六銀行	23,000	700	16,100,000	
スルガ銀行	17,000	1,600	27,200,000	
八十二銀行	34,000	845	28,730,000	
山梨中央銀行	12,000	830	9,960,000	
大垣共立銀行	19,000	524	9,956,000	
百五銀行	17,000	792	13,464,000	
名古屋銀行	13,000	755	9,815,000	
愛知銀行	700	13,730	9,611,000	
ユーエフジェイセントラルリース	1,500	6,330	9,495,000	
東海旅客鉄道	78	1,370,000	106,860,000	
名古屋鉄道	56,000	394	22,064,000	
セイノーホールディングス	13,000	1,124	14,612,000	
中部電力	26,100	4,310	112,491,000	
東邦瓦斯	36,000	630	22,680,000	
メイテック	2,300	3,860	8,878,000	
バロー	3,400	1,535	5,219,000	
スズケン	6,000	4,260	25,560,000	
合計	864,185		1,998,680,300	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間（平成18年9月27日から平成19年2月13日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		104,774,510
親投資信託受益証券		2,309,628,465
流動資産合計		2,414,402,975
資産合計		2,414,402,975
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		51,145,210
未払受託者報酬		96,791
未払委託者報酬		2,323,049
その他未払費用		61,705
流動負債合計		53,626,755
負債合計		53,626,755
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,335,869,799
剰余金		
期末剰余金		24,906,421
(うち分配準備積立金)		(12,502,034)
剰余金合計		24,906,421
元本等合計		2,360,776,220
純資産合計		2,360,776,220
負債・純資産合計		2,414,402,975

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		72,271
有価証券売買等損益		185,628,465
営業収益合計		185,700,736
営業費用		
受託者報酬		411,830
委託者報酬	※1	9,884,729
その他費用		61,705
営業費用合計		10,358,264
営業利益金額		175,342,472
経常利益金額		175,342,472
当期純利益金額		175,342,472
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		54,146
剰余金増加額		12,427,307
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(12,427,307)
剰余金減少額		78,158
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(78,158)
分配金	※2	162,731,054
期末剰余金		24,906,421

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	1,732,622,055 円
期中追加設定元本額	610,177,643 円
期中一部解約元本額	6,929,899 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,335,869,799 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,201,806 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (5,047,425 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (20,139,933 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,026,121 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 26,213,479 円 (1 万口当たり 144.91 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (2,210,272 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,313,106 円) 及び分配準備積立金 (25,187,358 円) より分配対象額は 29,710,736 円 (1 万口当たり 151.66 円) であります。分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,817,210円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(38,089,751円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,967,164円)及び分配準備積立金(27,397,630円)より分配対象額は74,271,755円(1万口当たり368.47円)であり、うち52,004,432円(1万口当たり258円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,228,880円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(48,434,650円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,412,951円)及び分配準備積立金(17,251,442円)より分配対象額は81,327,923円(1万口当たり381.82円)であり、うち59,581,412円(1万口当たり279.73円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,063,869円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(44,256,336円)、投資信託約款に規定される収益調整金(12,404,387円)及び分配準備積立金(14,327,039円)より分配対象額は76,051,631円(1万口当たり325.58円)であり、うち51,145,210円(1万口当たり218.96円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,309,628,465	51,501,962
合 計	2,309,628,465	51,501,962

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0107 円 (10,107 円)



#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	京都滋賀応援マザーファンド	735,754,095	766,582,191	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	693,806,569	768,876,439	
	世界REITマザーファンド	530,689,495	774,169,835	
合計		1,960,250,159	2,309,628,465	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「京都滋賀応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「京都滋賀応援マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		29,781,537
株式		736,553,400
未収配当金		261,810
流動資産合計		766,596,747
資産合計		766,596,747
負債の部		
流動負債		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本	※1	735,754,095
剰余金		
期末剰余金		30,842,652
剰余金合計		30,842,652
元本等合計		766,596,747
純資産合計		766,596,747
負債・純資産合計		766,596,747

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	554,000,000 円
同期中における追加設定元本額	195,983,923 円
同期中における一部解約元本額	14,229,828 円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	735,754,095 円
計	735,754,095 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	735,754,095 口

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	736,553,400	27,191,351
合 計	736,553,400	27,191,351

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 357,920円	委託手数料の未受渡金額 未払金 ー円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 179,091円	委託手数料の未受渡金額 未払金 ー円

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0419円 (10,419円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
SEED	2	196,000	392,000	
平和奥田	1,000	410	410,000	
金下建設	3,000	591	1,773,000	
宝ホールディングス	32,000	799	25,568,000	
ウライ	1,000	255	255,000	
グンゼ	33,000	650	21,450,000	
オンリー	7	124,000	868,000	
ダイニック	6,000	296	1,776,000	
ワコールホールディングス	21,000	1,494	31,374,000	
フジックス	1,000	600	600,000	
クラウドディア	700	1,530	1,071,000	
システム・デイ	500	795	397,500	
フェイス	175	19,090	3,340,750	
新日本理化	5,600	322	1,803,200	
第一工業製薬	6,000	335	2,010,000	
三洋化成	17,000	880	14,960,000	
日本新薬	10,000	1,014	10,140,000	
ファルコバイオシステムズ	1,800	984	1,771,200	
ワタベウェディング	1,400	1,870	2,618,000	
トーセ	1,100	2,010	2,211,000	
京進	1,100	440	484,000	
コタ	1,000	691	691,000	
互応化学工業	1,000	1,025	1,025,000	
日本電気硝子	14,000	2,905	40,670,000	
メタルアート	2,000	475	950,000	
日東精工	6,000	682	4,092,000	
京都機械工具	2,000	421	842,000	
サンコー	5,000	820	4,100,000	
キヤノンマシナリー	1,200	3,570	4,284,000	
サムコ	500	1,280	640,000	
フジテック	14,000	905	12,670,000	
川重冷熱工業	2,000	430	860,000	
ニチダイ	1,300	885	1,150,500	
ユーシン精機	2,400	2,080	4,992,000	
日本電産	4,300	7,890	33,927,000	
日新電機	16,000	505	8,080,000	
オムロン	11,100	3,390	37,629,000	
不二電機工業	700	1,060	742,000	
シライ電子工業	2,000	938	1,876,000	
オプテックス・エフエー	4	230,000	920,000	

シーシーエス	3	500,000	1,500,000	
エスケーエレクトロニクス	16	101,000	1,616,000	
日本電産リード	500	2,120	1,060,000	
堀場製作所	6,200	4,140	25,668,000	
オブテックス	2,510	2,495	6,262,450	
ローム	3,300	11,110	36,663,000	
京セラ	3,300	10,970	36,201,000	
村田製作所	4,200	8,740	36,708,000	
ニチコン	11,400	1,520	17,328,000	
日本輸送機	6,000	725	4,350,000	
たけびし	2,200	660	1,452,000	
島津製作所	35,000	1,075	37,625,000	
大日本スクリーン	35,000	983	34,405,000	
日本写真印刷	6,600	4,020	26,532,000	
野崎印刷	3,000	200	600,000	
任天堂	1,100	32,800	36,080,000	
松風	2,400	1,401	3,362,400	
ルシアン	5,000	194	970,000	
ムーンバット	4,000	139	556,000	
キング	4,000	426	1,704,000	
上原成商事	4,000	612	2,448,000	
ニツセン	8,000	827	6,616,000	
平和堂	8,600	1,940	16,684,000	
滋賀銀行	39,000	840	32,760,000	
京都銀行	31,000	1,302	40,362,000	
アイフル	8,300	3,380	28,054,000	
びわこ銀行	21,000	244	5,124,000	
中央倉庫	2,000	1,350	2,700,000	
王将フードサービス	3,400	1,691	5,749,400	
合計	490,917		736,553,400	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。



## りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社


取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・大阪応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表  
りそな・大阪応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		611,365,203
親投資信託受益証券		11,162,396,094
流動資産合計		11,773,761,297
資産合計		11,773,761,297
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		359,761,077
未払解約金		12,254,298
未払受託者報酬		467,747
未払委託者報酬		11,226,083
その他未払費用		291,405
流動負債合計		384,000,610
負債合計		384,000,610
純資産の部		
元本等		
元本	※1	11,274,968,138
剰余金		
期末剰余金		114,792,549
(うち分配準備積立金)		(33,046,490)
剰余金合計		114,792,549
元本等合計		11,389,760,687
純資産合計		11,389,760,687
負債・純資産合計		11,773,761,297

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		350,377
有価証券売買等損益		1,044,396,094
営業収益合計		1,044,746,471
営業費用		
受託者報酬		1,943,103
委託者報酬	※1	46,635,292
その他費用		291,405
営業費用合計		48,869,800
営業利益金額		995,876,671
経常利益金額		995,876,671
当期純利益金額		995,876,671
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		1,115,469
剰余金増加額		82,227,023
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(82,227,023)
剰余金減少額		907,806
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(907,806)
分配金	※2	961,287,870
期末剰余金		114,792,549

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	7,502,409,332 円
期中追加設定元本額	3,856,187,956 円
期中一部解約元本額	83,629,150 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	11,274,968,138 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	5,667,165 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (22,768,351 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (141,320,659 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (9,317,107 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 173,406,117 円 (1 万口当たり 211.08 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,479,385 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (20,704,128 円) 及び分配準備積立金 (164,088,547 円) より分配対象額は 195,272,060 円 (1 万口当たり 212.98 円) であります。分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(18,060,919円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(223,073,597円)、投資信託約款に規定される収益調整金(39,502,196円)及び分配準備積立金(174,511,068円)より分配対象額は455,147,780円(1万口当たり484.10円)であり、うち355,587,128円(1万口当たり378.21円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(37,589,298円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(194,663,469円)、投資信託約款に規定される収益調整金(56,850,195円)及び分配準備積立金(59,881,611円)より分配対象額は348,984,573円(1万口当たり340.23円)であり、うち245,939,665円(1万口当たり239.77円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(25,241,497円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(321,589,629円)、投資信託約款に規定される収益調整金(81,746,059円)及び分配準備積立金(45,976,441円)より分配対象額は474,553,626円(1万口当たり420.89円)であり、うち359,761,077円(1万口当たり319.08円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	11,162,396,094	359,245,947
合 計	11,162,396,094	359,245,947

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0102 円 (10,102 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	大阪応援マザーファンド	3,354,079,226	3,686,468,477	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	3,344,814,790	3,706,723,750	
	世界REITマザーファンド	2,583,770,131	3,769,203,867	
合計		9,282,664,147	11,162,396,094	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは「大阪応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「大阪マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		59,605,589
株式		3,626,277,000
未収配当金		622,350
流動資産合計		3,686,504,939
資産合計		3,686,504,939
負債の部		
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本	※1	3,354,079,226
剰余金		
期末剰余金		332,425,713
剰余金合計		332,425,713
元本等合計		3,686,504,939
純資産合計		3,686,504,939
負債・純資産合計		3,686,504,939

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,460,000,000 円
同期中における追加設定元本額	894,079,226 円
同期中における一部解約元本額	－円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	3,354,079,226 円
計	3,354,079,226 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	3,354,079,226 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	3,626,277,000	299,244,148
合 計	3,626,277,000	299,244,148

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 1,462,678円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 426,222円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0991円 (10,991円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
大林組	51,000	785	40,035,000	
大和ハウス	43,000	1,998	85,914,000	
積水ハウス	50,000	1,736	86,800,000	
きんでん	19,000	1,016	19,304,000	
江崎グリコ	10,000	1,362	13,620,000	
日本ハム	16,000	1,450	23,200,000	
ローソン	7,400	4,660	34,484,000	
ハウス食品	7,800	2,040	15,912,000	
日清食品	9,000	4,110	36,990,000	
東洋紡績	50,000	375	18,750,000	
帝人	66,000	641	42,306,000	
旭化成	102,000	875	89,250,000	
レンゴー	18,000	819	14,742,000	
エア・ウォーター	12,000	1,359	16,308,000	
日本触媒	14,000	1,375	19,250,000	
カネカ	25,000	1,040	26,000,000	
ダイセル化学	26,000	919	23,894,000	
積水化学	38,000	963	36,594,000	
武田薬品	22,200	8,110	180,042,000	
大日本住友製薬	28,000	1,388	38,864,000	
塩野義製薬	25,000	2,190	54,750,000	
田辺製薬	19,000	1,602	30,438,000	
小野薬品	8,800	6,180	54,384,000	
参天製薬	6,100	3,350	20,435,000	
日本ペイント	19,000	671	12,749,000	
関西ペイント	19,000	1,038	19,722,000	
ラウンドワン	45	282,000	12,690,000	
小林製薬	3,000	4,410	13,230,000	
日本板硝子	47,000	625	29,375,000	
住友金属工業	340,000	541	183,940,000	
丸一鋼管	6,900	3,420	23,598,000	
住友電工	53,800	1,774	95,441,200	
クボタ	92,000	1,157	106,444,000	
ダイキン工業	18,700	4,050	75,735,000	
ダイフク	8,000	1,746	13,968,000	
N T N	33,000	1,025	33,825,000	
ジェイテクト	22,700	2,190	49,713,000	
松下電器産業	74,000	2,360	174,640,000	
シャープ	79,000	2,125	167,875,000	
船井電機	2,500	10,140	25,350,000	

キーエンス	3,600	28,010	100,836,000	
日東電工	12,200	5,990	73,078,000	
松下電工	53,000	1,312	69,536,000	
ダイハツ	30,000	1,261	37,830,000	
エクセディ	3,500	3,980	13,930,000	
シマノ	6,900	3,440	23,736,000	
コクヨ	9,100	1,571	14,296,100	
伊藤忠	112,000	1,160	129,920,000	
長瀬産業	10,000	1,509	15,090,000	
高島屋	23,000	1,517	34,891,000	
大丸	19,000	1,556	29,564,000	
阪急百貨店	13,000	1,100	14,300,000	
りそなホールディングス	404	334,000	134,936,000	
池田銀行	1,800	5,700	10,260,000	
住友信託	118,000	1,305	153,990,000	
関西アーバン銀行	34,000	557	18,938,000	
ニッセイ同和損害保険	28,000	787	22,036,000	
富士火災	35,000	481	16,835,000	
ダイビル	8,300	1,489	12,358,700	
西日本旅客鉄道	142	566,000	80,372,000	
近畿鉄道	121,000	385	46,585,000	
阪急阪神HLDGS	90,000	758	68,220,000	
南海電鉄	37,000	412	15,244,000	
京阪電鉄	40,000	523	20,920,000	
商船三井	85,000	1,381	117,385,000	
住友倉庫	14,000	998	13,972,000	
関西電力	52,200	3,780	197,316,000	
大阪瓦斯	159,000	499	79,341,000	
合計	2,611,091		3,626,277,000	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当特定期間(平成18年9月27日から平成19年2月13日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書


平成 19 年 3 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

三浦邦仁 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

久野佳樹 

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 18 年 9 月 27 日から平成 19 年 2 月 13 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・ひょうご応援・資産分散ファンドの平成 19 年 2 月 13 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当 期
		平成19年2月13日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		75,842,533
親投資信託受益証券		1,611,692,232
未収入金		13,000,000
流動資産合計		1,700,534,765
資産合計		1,700,534,765
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		61,396,750
未払受託者報酬		69,332
未払委託者報酬		1,664,205
その他未払費用		46,986
流動負債合計		63,177,273
負債合計		63,177,273
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,620,483,009
剰余金		
期末剰余金		16,874,483
(うち分配準備積立金)		(11,511,719)
剰余金合計		16,874,483
元本等合計		1,637,357,492
純資産合計		1,637,357,492
負債・純資産合計		1,700,534,765

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当 期
		自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日 金 額 (円)
営業収益		
受取利息		59,594
有価証券売買等損益		169,692,232
営業収益合計		169,751,826
営業費用		
受託者報酬		313,652
委託者報酬	※1	7,528,368
その他費用		46,986
営業費用合計		7,889,006
営業利益金額		161,862,820
経常利益金額		161,862,820
当期純利益金額		161,862,820
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		863,684
剰余金増加額		5,540,835
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(5,540,835)
剰余金減少額		959,687
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(959,687)
分配金	※2	148,705,801
期末剰余金		16,874,483

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	当 期
	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 期首元本額	1,441,754,810 円
期中追加設定元本額	262,647,363 円
期中一部解約元本額	83,919,164 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,620,483,009 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	915,895 円
2. ※2 分配金の計算過程	<p>(自平成 18 年 9 月 27 日 至平成 18 年 10 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (4,176,761 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (16,048,724 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (501,881 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より分配対象額は 20,727,366 円 (1 万口当たり 140.21 円) であります。分配を行っておりません。</p> <p>(自平成 18 年 10 月 14 日 至平成 18 年 11 月 13 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,776,504 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (605,805 円) 及び分配準備積立金 (20,065,652 円) より分配対象額は 22,447,961 円 (1 万口当たり 149.12 円) であります。分配を行っておりません。</p>

(自平成18年11月14日 至平成18年12月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,026,406円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(45,719,977円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,396,142円)及び分配準備積立金(21,842,156円)より分配対象額は71,984,681円(1万口当たり477.95円)であり、うち55,394,775円(1万口当たり367.80円)を分配金額としております。

(自平成18年12月14日 至平成19年1月15日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,065,989円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(24,546,868円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,386,216円)及び分配準備積立金(15,098,397円)より分配対象額は49,097,470円(1万口当たり307.38円)であり、うち31,914,276円(1万口当たり199.80円)を分配金額としております。

(自平成19年1月16日 至平成19年2月13日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,614,596円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(56,023,311円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,362,764円)及び分配準備積立金(13,270,562円)より分配対象額は78,271,233円(1万口当たり483.01円)であり、うち61,396,750円(1万口当たり378.88円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	当 期 平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,611,692,232	61,260,609
合 計	1,611,692,232	61,260,609

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

当 期 自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当 期 平成 19 年 2 月 13 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0104 円 (10,104 円)

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	兵庫応援マザーファンド	483,931,386	534,550,608	
	ハイグレード・ソブリン・ マザーファンド	474,564,602	525,912,491	
	世界REITマザーファンド	377,864,775	551,229,133	
合計		1,336,360,763	1,611,692,232	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「兵庫応援マザーファンド」受益証券、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券および「世界REITマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「兵庫マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成19年2月13日現在
		金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		15,021,660
株式		517,372,600
未収入金		14,794,867
未収配当金		378,720
流動資産合計		547,567,847
資産合計		547,567,847
負債の部		
流動負債		
未払解約金		13,000,000
流動負債合計		13,000,000
負債合計		13,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※1	483,931,386
剰余金		
期末剰余金		50,636,461
剰余金合計		50,636,461
元本等合計		534,567,847
純資産合計		534,567,847
負債・純資産合計		547,567,847



## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 18 年 9 月 27 日 至 平成 19 年 2 月 13 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 19 年 2 月 13 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	460,000,000 円
同期中における追加設定元本額	35,911,849 円
同期中における一部解約元本額	11,980,463 円
同期末における元本の内訳	
<b>ファンド名</b>	
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	483,931,386 円
計	483,931,386 円
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	483,931,386 口

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	平成19年2月13日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	517,372,600	46,136,557
合 計	517,372,600	46,136,557

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間 (平成18年9月27日から平成19年2月13日まで) を指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成18年9月27日 至 平成19年2月13日		
関連当事者の名称 (当ファンドと当該関連当事者との関係)	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
大和証券 (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 260,224円	委託手数料の未受渡金額 未払金 31,133円
大和証券SMBC (運用委託会社の持株会社の関係子会社)	株式の売買にかかる委託手数料	株式にかかるもの 24,772円	委託手数料の未受渡金額 未払金 一円

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定により取引業者の選定を行っております。また、各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。なお、ビット (オファー) やベシスを引合い条件に用いる取引については、相見積もりをとっており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれますため金額を記載しておりません。

2. 取引条件の変更及び当該変更が計算書類に与えている影響  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成19年2月13日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1046円 (11,046円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ジェイオーグループHD	800	1,820	1,456,000	
伊藤ハム	21,000	541	11,361,000	
S Foods	3,000	1,104	3,312,000	
WDB	6	248,000	1,488,000	
フジッコ	3,000	1,314	3,942,000	
ロックフィールド	1,600	1,872	2,995,200	
ユニチカ	47,000	172	8,084,000	
日本毛織	9,000	1,006	9,054,000	
フェリシモ	900	3,170	2,853,000	
トリドール	7	293,000	2,051,000	
トーカロ	1,600	3,600	5,760,000	
住友精化	7,000	698	4,886,000	
多木化学	2,000	620	1,240,000	
フジプレアム	3,500	665	2,327,500	
ハリマ化成	3,000	871	2,613,000	
石原薬品	700	2,395	1,676,500	
バイオフェルミン製薬	1,100	3,000	3,300,000	
関西ペイント	23,000	1,038	23,874,000	
ノエビア	3,300	1,399	4,616,700	
メック	2,200	1,406	3,093,200	
住友ゴム	16,900	1,390	23,491,000	
三ツ星ベルト	8,000	780	6,240,000	
バンドー化学	9,000	636	5,724,000	
日本山村硝子	11,000	342	3,762,000	
SECカーボン	3,000	1,620	4,860,000	
ダントーホールディングス	3,000	440	1,320,000	
神戸製鋼所	61,000	454	27,694,000	
大和工業	5,600	3,570	19,992,000	
山陽特殊鋼	19,000	818	15,542,000	
日亜鋼業	5,000	512	2,560,000	
住友チタニウム	1,800	12,680	22,824,000	
アサヒプリテック	3,800	2,780	10,564,000	
ノーリツ	5,200	2,195	11,414,000	
タクマ	8,000	710	5,680,000	
大阪機工	7,000	449	3,143,000	
東洋機械金属	2,200	791	1,740,200	
神鋼環境ソリューション	7,000	191	1,337,000	
日工	4,000	351	1,404,000	
帝国電機製作所	800	2,255	1,804,000	
住友精密	5,000	638	3,190,000	

グローリー	7,700	2,235	17,209,500	
T O A	4,000	961	3,844,000	
古野電気	3,000	1,070	3,210,000	
日本電子材料	1,100	3,060	3,366,000	
シスメックス	4,700	4,510	21,197,000	
フェニックス電機	2,500	605	1,512,500	
大真空	5,000	768	3,840,000	
指月電機	4,000	439	1,756,000	
川崎重工業	54,000	473	25,542,000	
新明和工業	12,000	656	7,872,000	
極東開発工業	5,000	965	4,825,000	
ハイレックスコーポレーション	3,500	1,933	6,765,500	
西松屋チェーン	6,200	2,120	13,144,000	
アシックス	16,000	1,353	21,648,000	
田崎真珠	4,000	574	2,296,000	
東リ	7,000	336	2,352,000	
三共生興	6,800	638	4,338,400	
トーヨー	6,000	403	2,418,000	
マックスバリュ西日本	2,600	1,630	4,238,000	
みなと銀行	43,000	270	11,610,000	
ファースト住建	1,500	1,177	1,765,500	
和田興産	1,000	1,313	1,313,000	
山陽電鉄	11,000	341	3,751,000	
神姫バス	3,000	655	1,965,000	
川崎汽船	25,000	1,188	29,700,000	
明治海運	3,500	459	1,606,500	
上組	25,000	1,050	26,250,000	
日本管財	1,500	3,570	5,355,000	
加藤産業	3,900	1,585	6,181,500	
関西スーパーマーケット	2,700	827	2,232,900	
合計	596,213		517,372,600	

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

#### 「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

#### 「世界REITマザーファンド」の状況

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」に記載のとおりであります。

## 2 ファンドの現況

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	20,342,431,076 円
II 負債総額	17,053,566 円
III 純資産総額 (I - II)	20,325,377,510 円
IV 発行済数量	20,794,155,644 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9775 円

#### (参考) 東京応援マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	6,719,364,171 円
II 負債総額	199,440,358 円
III 純資産総額 (I - II)	6,519,923,813 円
IV 発行済数量	5,975,769,706 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0911 円

#### (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	213,319,845,354 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	213,319,845,354 円
IV 発行済数量	193,603,524,360 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1018 円

#### (参考) 世界REITマザーファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	217,711,415,763 円
II 負債総額	3,607,251,121 円
III 純資産総額 (I - II)	214,104,164,642 円
IV 発行済数量	156,237,879,499 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.3704 円

りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	9,415,450,665 円
II 負債総額	6,310,800 円
III 純資産総額 (I - II)	9,409,139,865 円
IV 発行済数量	9,551,173,631 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9851 円

(参考) 埼玉応援マザーファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	3,188,924,722 円
II 負債総額	123,500,965 円
III 純資産総額 (I - II)	3,065,423,757 円
IV 発行済数量	2,993,664,315 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0240 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。



りそな・多摩応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	3,313,824,563 円
II 負債総額	5,112,365 円
III 純資産総額 (I - II)	3,308,712,198 円
IV 発行済数量	3,368,538,854 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9822 円

(参考) 多摩応援マザーファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	1,081,729,769 円
II 負債総額	22,487,336 円
III 純資産総額 (I - II)	1,059,242,433 円
IV 発行済数量	1,032,171,606 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0262 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	2,128,147,338 円
II 負債総額	1,312,331 円
III 純資産総額 (I - II)	2,126,835,007 円
IV 発行済数量	2,177,640,418 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9767 円

### (参考) 神奈川応援マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	680,801,473 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	680,801,473 円
IV 発行済数量	684,516,911 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9946 円

### (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## りそな・中部応援・資産分散ファンド

### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	9,591,950,520 円
II 負債総額	5,863,384 円
III 純資産総額 (I - II)	9,586,087,136 円
IV 発行済数量	9,811,012,742 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9771 円

### (参考) 中部応援マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	3,248,051,265 円
II 負債総額	99,471,432 円
III 純資産総額 (I - II)	3,148,579,833 円
IV 発行済数量	2,886,653,563 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0907 円

### (参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

### (参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	2,452,455,068 円
II 負債総額	1,503,674 円
III 純資産総額 (I - II)	2,450,951,394 円
IV 発行済数量	2,494,112,622 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9827 円

(参考) 京都滋賀応援マザーファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	786,809,814 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	786,809,814 円
IV 発行済数量	762,478,799 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0319 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・大阪応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	12,816,070,812 円
II 負債総額	12,658,892 円
III 純資産総額 (I - II)	12,803,411,920 円
IV 発行済数量	13,041,628,654 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9817 円

(参考) 大阪応援マザーファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	4,143,775,399 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額 (I - II)	4,143,775,399 円
IV 発行済数量	3,821,976,881 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0842 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	1,987,842,278 円
II 負債総額	1,208,096 円
III 純資産総額 (I - II)	1,986,634,182 円
IV 発行済数量	2,019,019,032 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9840 円

(参考) 兵庫応援マザーファンド

純資産額計算書

平成19年3月30日

I 資産総額	673,265,495 円
II 負債総額	26,325,249 円
III 純資産総額 (I - II)	646,940,246 円
IV 発行済数量	588,895,276 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0986 円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

(参考) 世界REITマザーファンド

前記「りそな・東京応援・資産分散ファンド」の記載と同じ。

## 第5 設定及び解約の実績

### りそな・東京応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	7,803,751,633	238,844,322

(注) 当初設定数量は6,521,117,018口です。

### りそな・埼玉応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,528,336,286	28,011,869

(注) 当初設定数量は4,114,198,196口です。

### りそな・多摩応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	289,859,324	343,717,783

(注) 当初設定数量は3,319,368,889口です。

### りそな・神奈川応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	324,628,721	237,628,036

(注) 当初設定数量は2,156,421,034口です。

### りそな・中部応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,039,107,666	1,643,319

(注) 当初設定数量は2,276,149,882口です。

### りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	610,177,643	6,929,899

(注) 当初設定数量は1,732,622,055口です。

### りそな・大阪応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	3,856,187,956	83,629,150

(注) 当初設定数量は7,502,409,332口です。

### りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	262,647,363	83,919,164

(注) 当初設定数量は1,441,754,810口です。